

最近の関税政策と税関行政を巡る状況

令和 8 年 1 0 月 6 日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

1. 最近の税関行政・関税制度

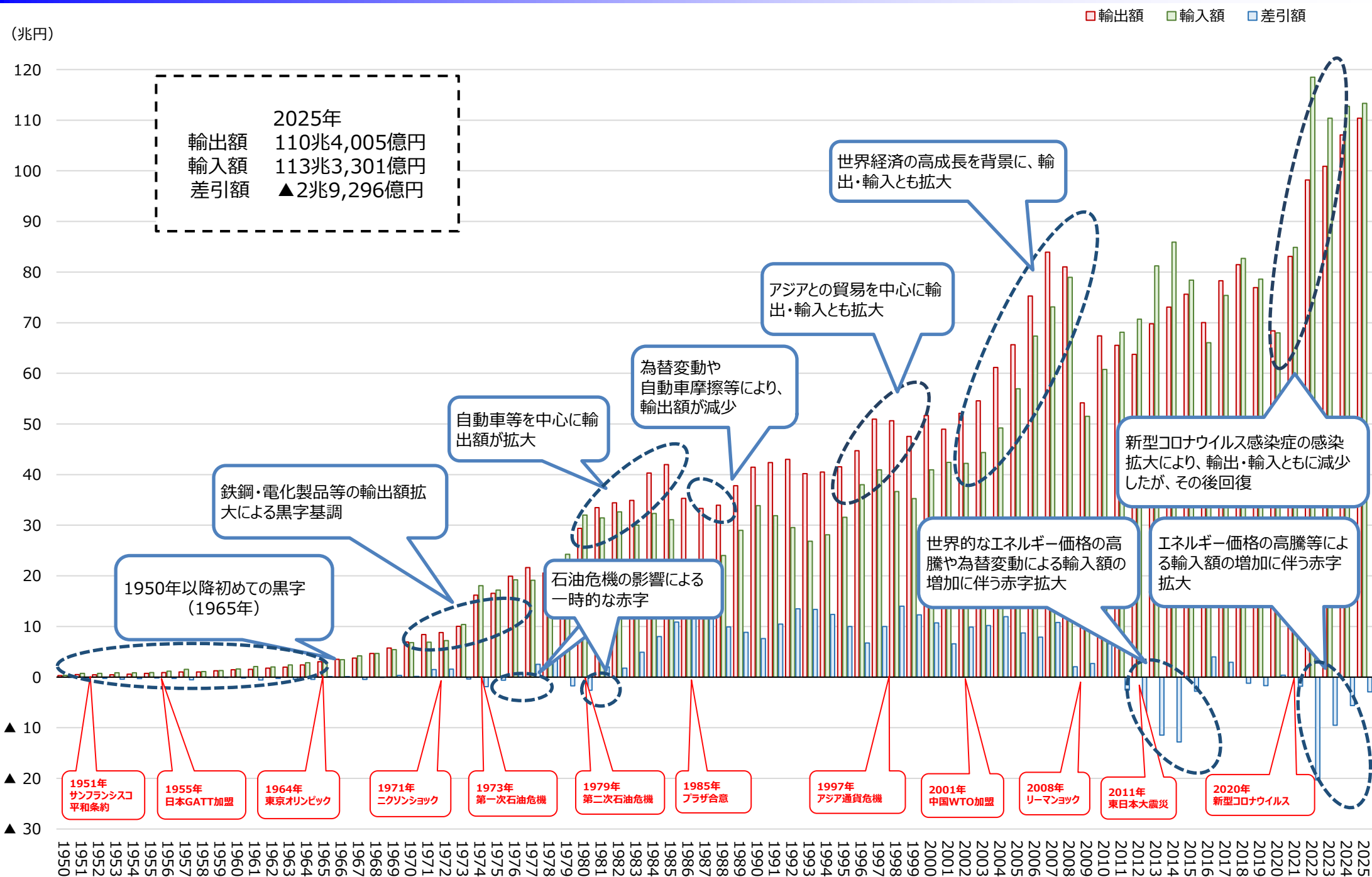
2. 国際関係

3. 令和9年度関税改正

関税政策と税関行政を巡る諸情勢

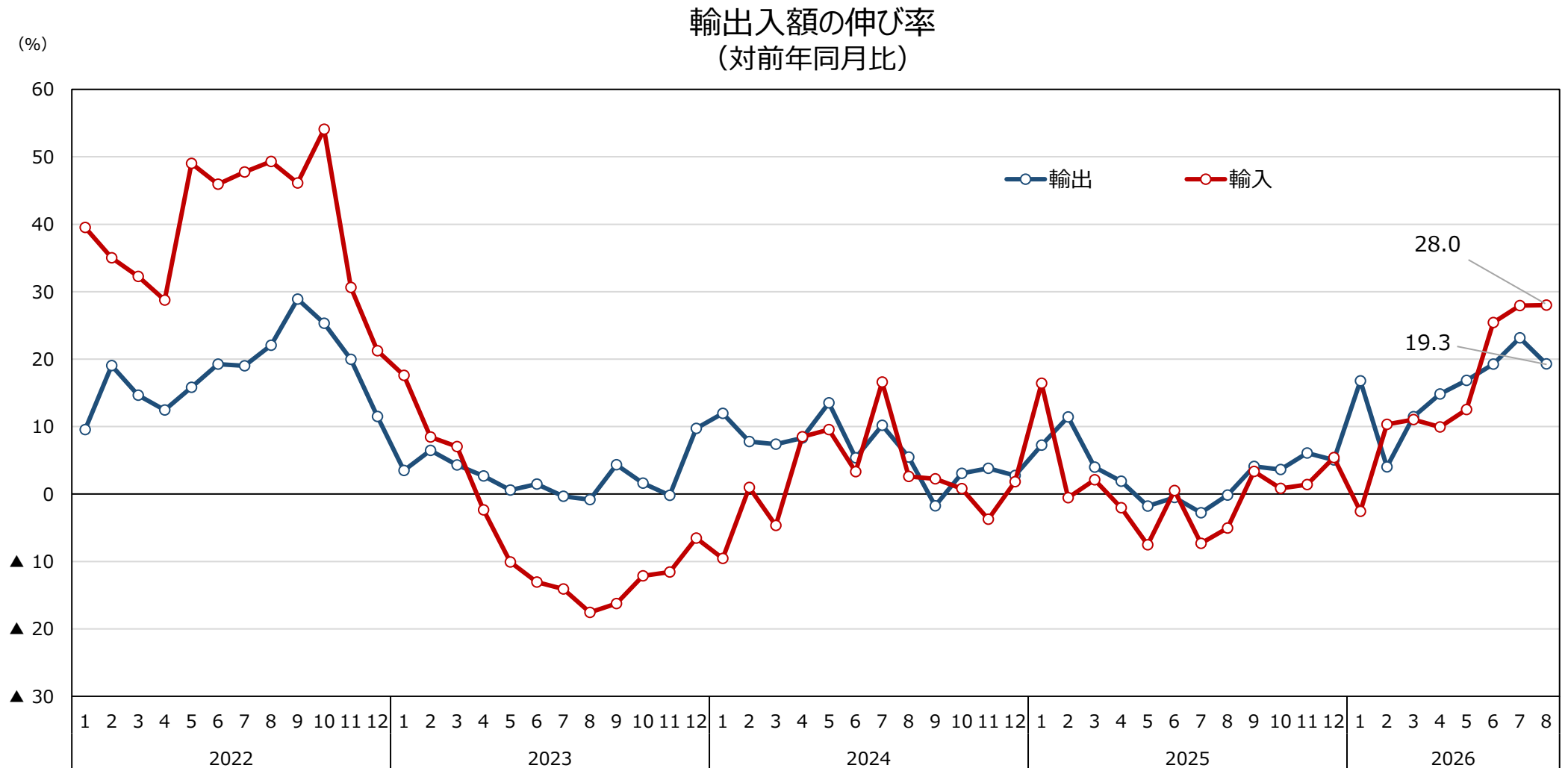
- 国際的な紛争の長期化、通商政策の潮流や消費行動の変化等を背景に、世界経済と国際貿易は大きな変容を遂げつつある中、我が国の関税政策・税関行政においても、こうした急速で著しい変化に伴う対応を的確に行っていく必要。
- 訪日外国人旅行者数や越境ECの利用が拡大するなかで、金、不正薬物、知的財産侵害物品等の流入・密輸リスクに対し制度面を含めた対策を講じるとともに、少額輸入貨物の急増に対しても、消費者にとっての安全性の確保に向けた取組や課税制度全体を俯瞰した検討を行う。
- さらには「税関中長期構想2030」に基づき、AI等の先端技術を最大限に活用し、税関の取締手法と業務基盤の抜本的な高度化を進め、また、官民の信頼と協働の下、我が国の国際競争力と安全・安心を支える次世代の税関行政を構築。経済安全保障分野においては、税関における情報の収集・分析の強化や不当廉売関税制度の高度化、調査体制強化を実施。
- 世界において保護主義や内向き志向も見られる中、自由で公正なルールに基づく国際経済秩序の維持・強化に取り組み、サプライチェーン強靱化に向けた同志国との協調を進め、各国との経済的連結性を高めることが必要。

日本の貿易額の推移



日本の輸出入の最近の動向

- 2026年の輸出額は、半導体等電子部品及び自動車等の輸出が寄与し増加傾向。
- 輸入額は、石油、石炭、LNGなどのエネルギー資源の輸入増等により、2022年は急増したが、2023年はその反動で減少。2024年以降は再び増加に転じ、2026年は半導体等電子部品や非鉄金属等の輸入増により、総じて増加傾向が続いた。



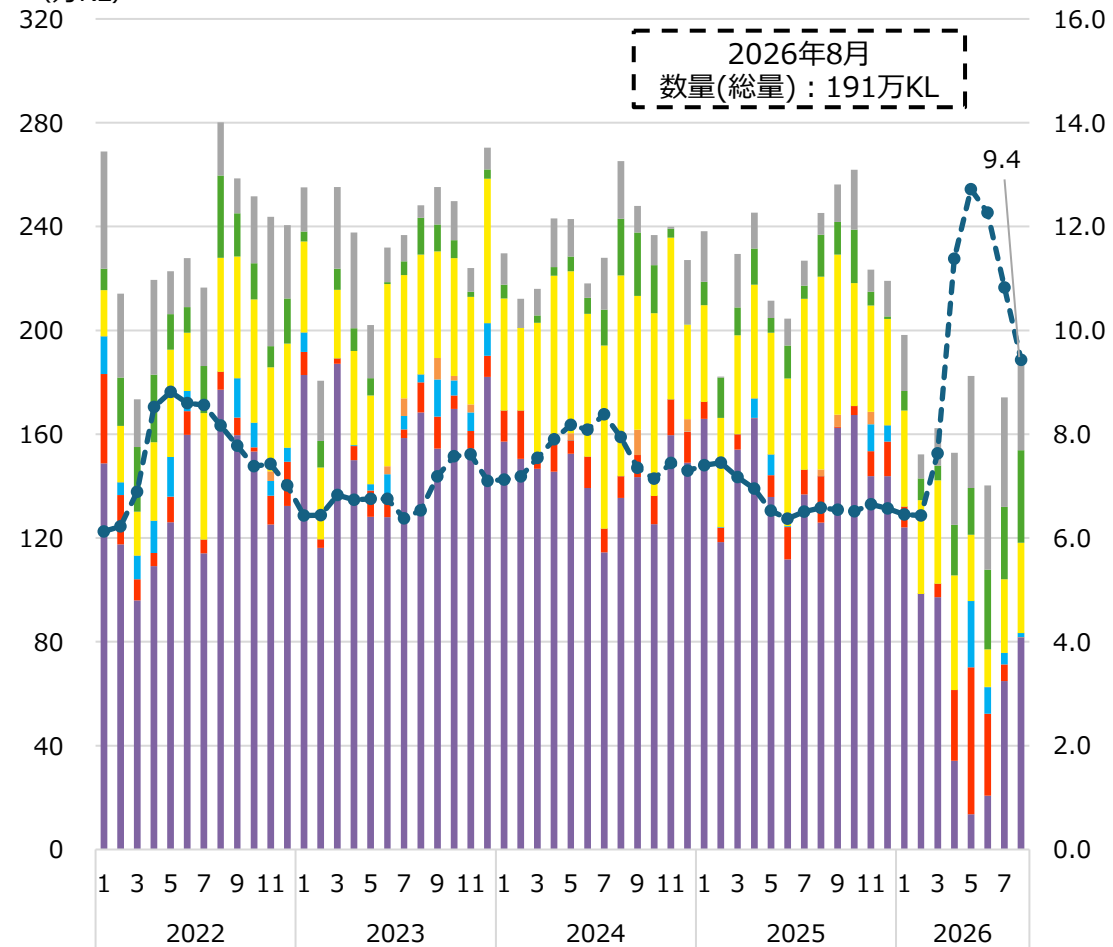
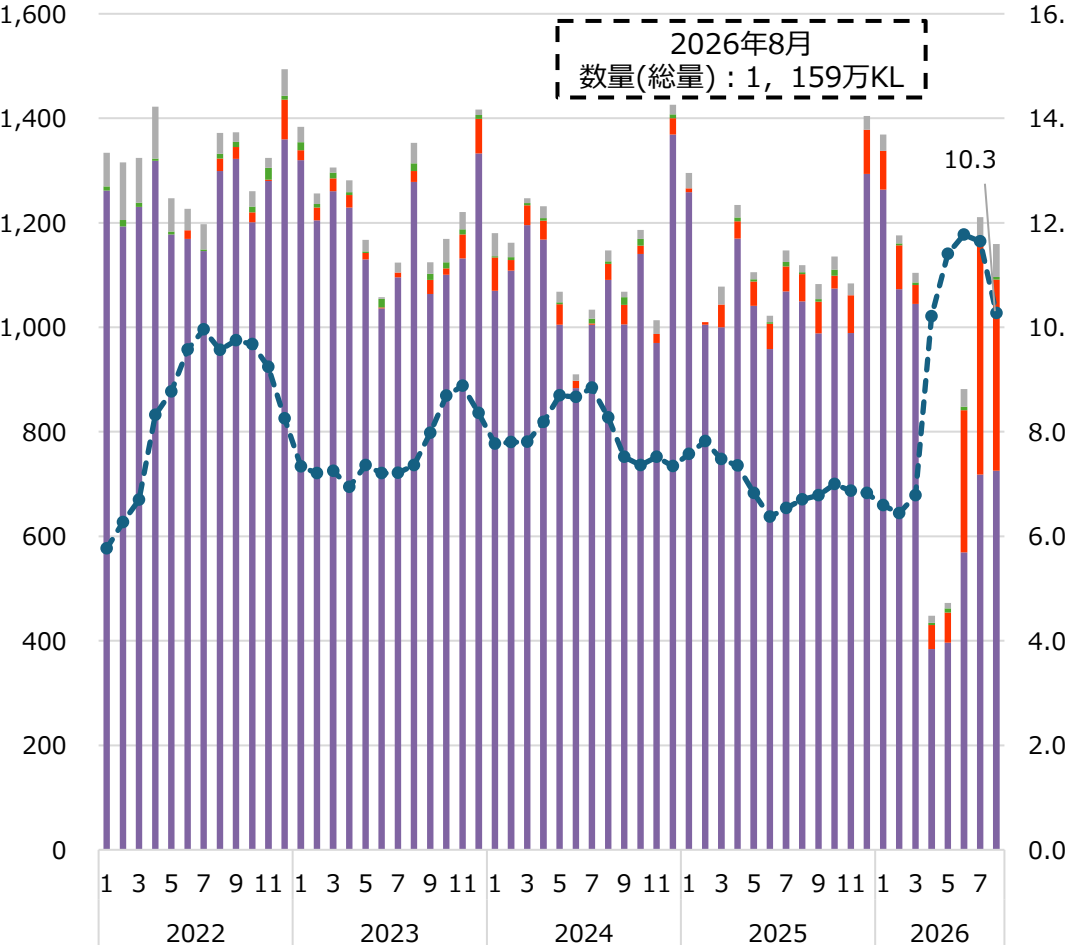
原油及び揮発油の輸入動向

- 輸入量は、2026年4月以降、中東情勢の影響等により大幅に減少したものの、代替調達の進展により、7月には概ね減少前の水準まで回復した。
- 価格は、2022年にエネルギー価格の高騰等を背景に急上昇した後、2023年以降、増減はみられるものの、総じて横ばいに推移したが、2026年4月以降は中東情勢の影響等により再び大幅に上昇した。

数量 (万KL) 価格 (万円/KL) 数量 (万KL) 価格 (万円/KL)

中東 米国 EU 中国 韓国 アジア（中国、韓国除く） その他 価格

原油の輸入量・価格推移 揮発油の輸入量・価格推移

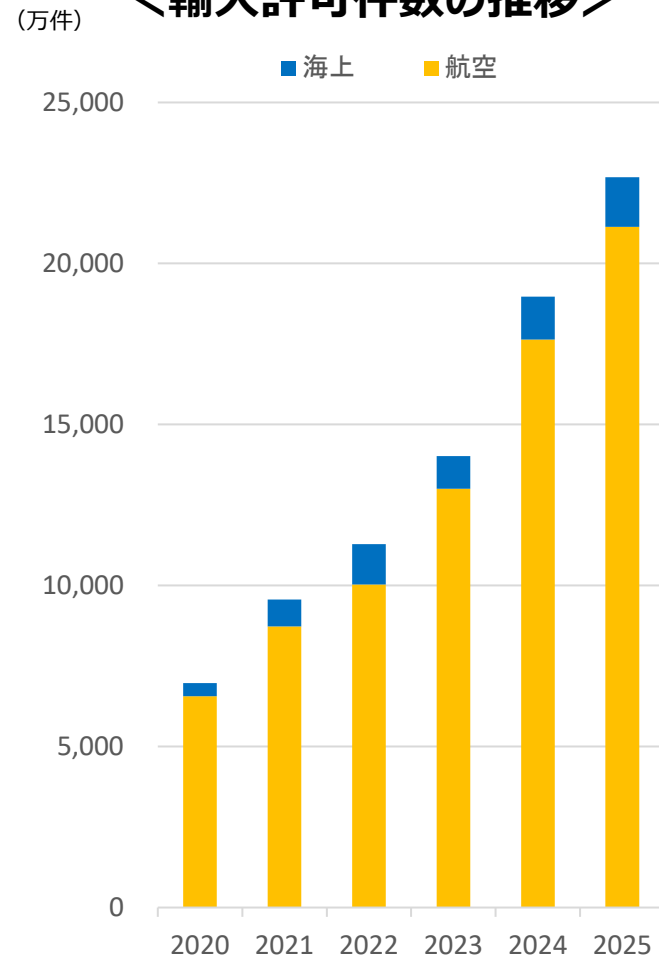


(出典) 財務省「貿易統計 (2026年8月: 確速値、2026年1月～7月: 確報値、2025年: 確々報値、2024年以前: 確定値)」

輸入許可件数・入国者数・関税等収入額の推移

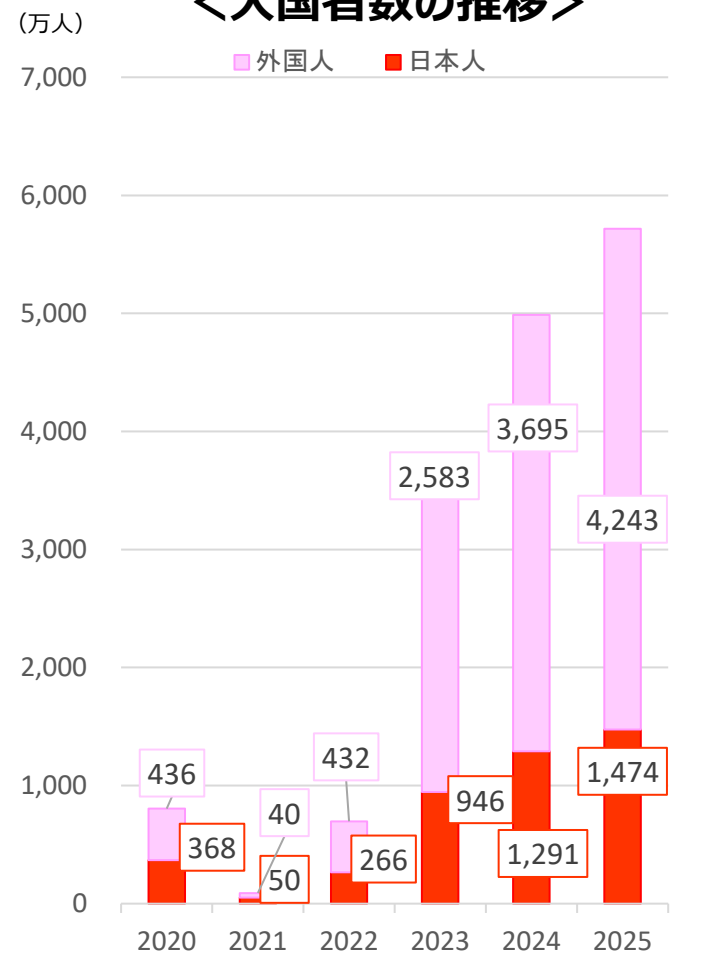
- 越境電子商取引の拡大に伴い、輸入許可件数の増加が継続。2025年の輸入許可件数は6年間で約4.9倍。
- 2025年の入国者数は訪日需要の高まりを受け、外国人入国者数が過去最高を更新し、前年比約1.15倍と増加。
- 2025年度の税関における関税等収入額は前年度比1.3%増の約13.9兆円であり、租税及び印紙収入の約15.3%に相当。

＜輸入許可件数の推移＞



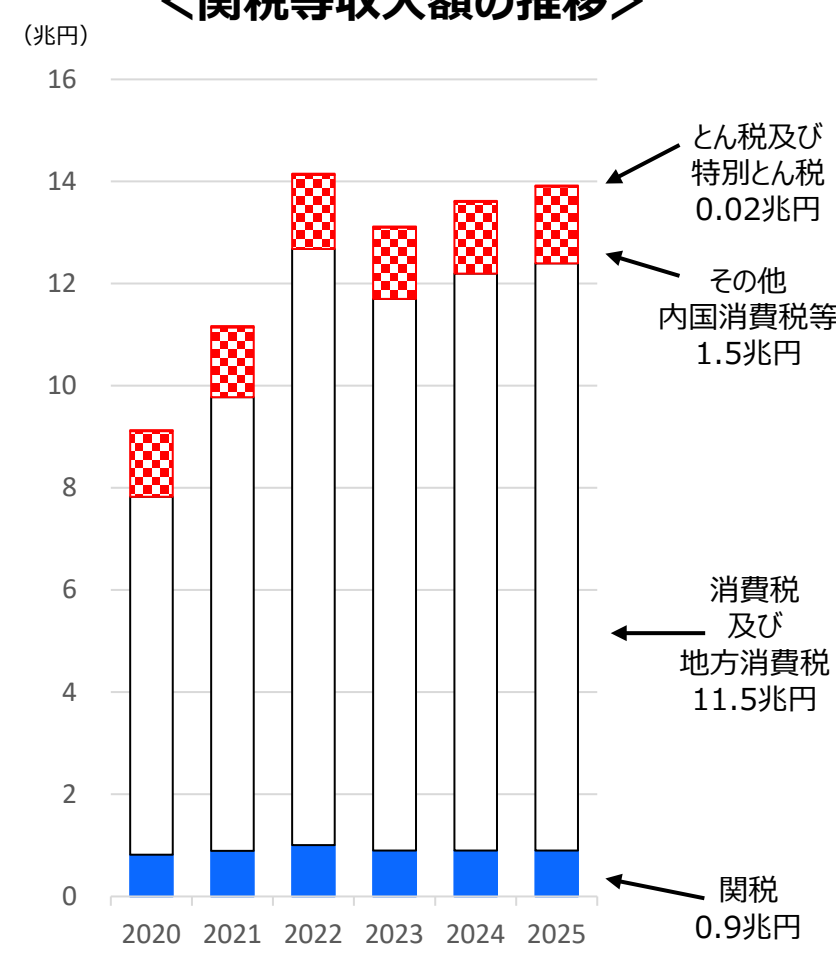
(出所) 財務省関税局

＜入国者数の推移＞



(出所) 出入国在留管理庁「出入国管理統計」

＜関税等収入額の推移＞



(出所) 財務省関税局

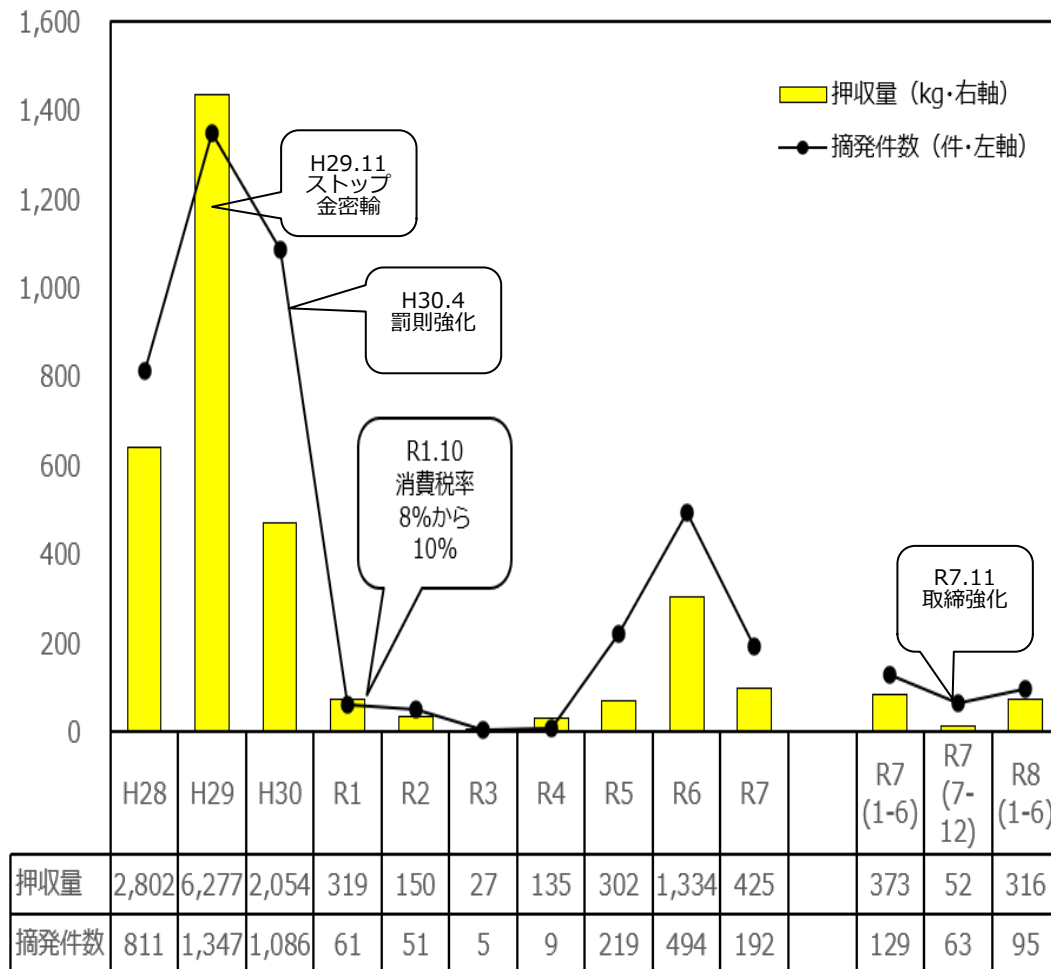
金密輸の現状について

- 金密輸対策強化により摘発が継続しているが、令和 7 年における金の摘発件数は192件（前年比61%減）、押収量は約425kg（同68%減）と、**足元では比較的低い水準で推移**。
- 輸出額はこの数年で急速に拡大しており、令和 7 年では過去最大の水準。**一方、輸入量や国内生産量（新産金）には大きな変動がない。**

(単位：件)

＜摘発件数と押収量の推移＞

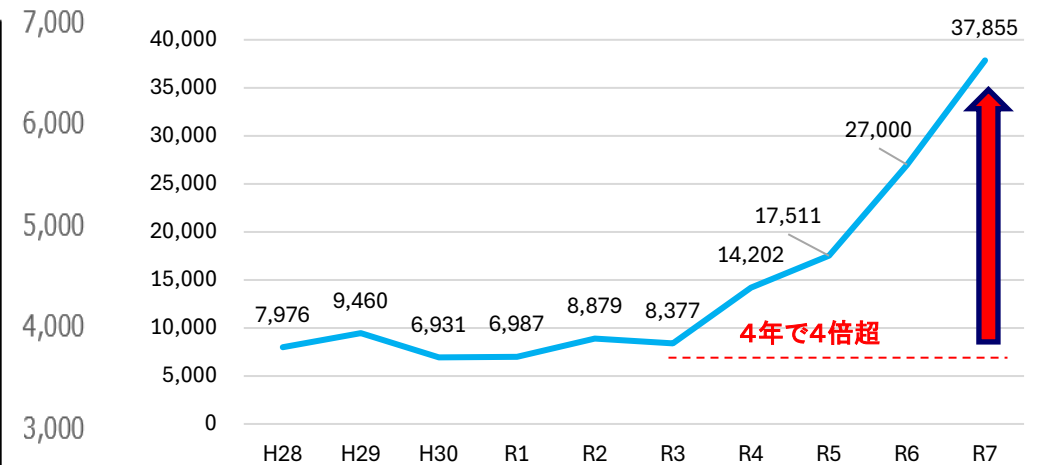
(単位：kg)



※令和 7 年、8 年は速報値

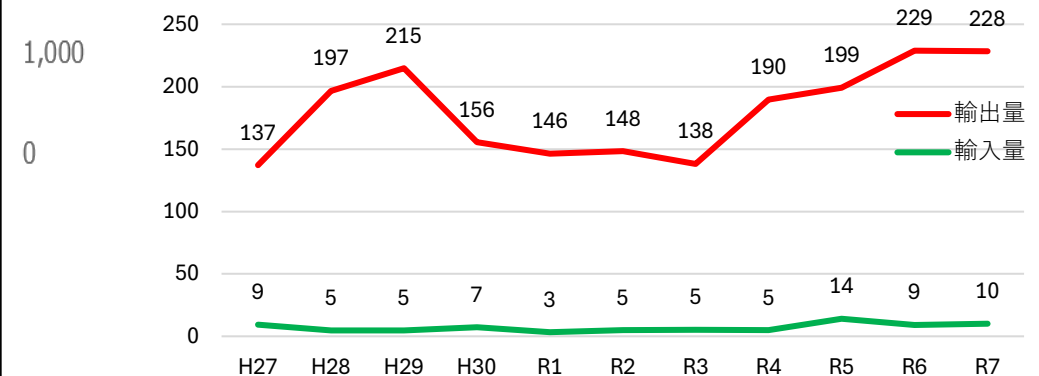
(単位：億円)

＜金輸出額の推移＞



(単位：トン)

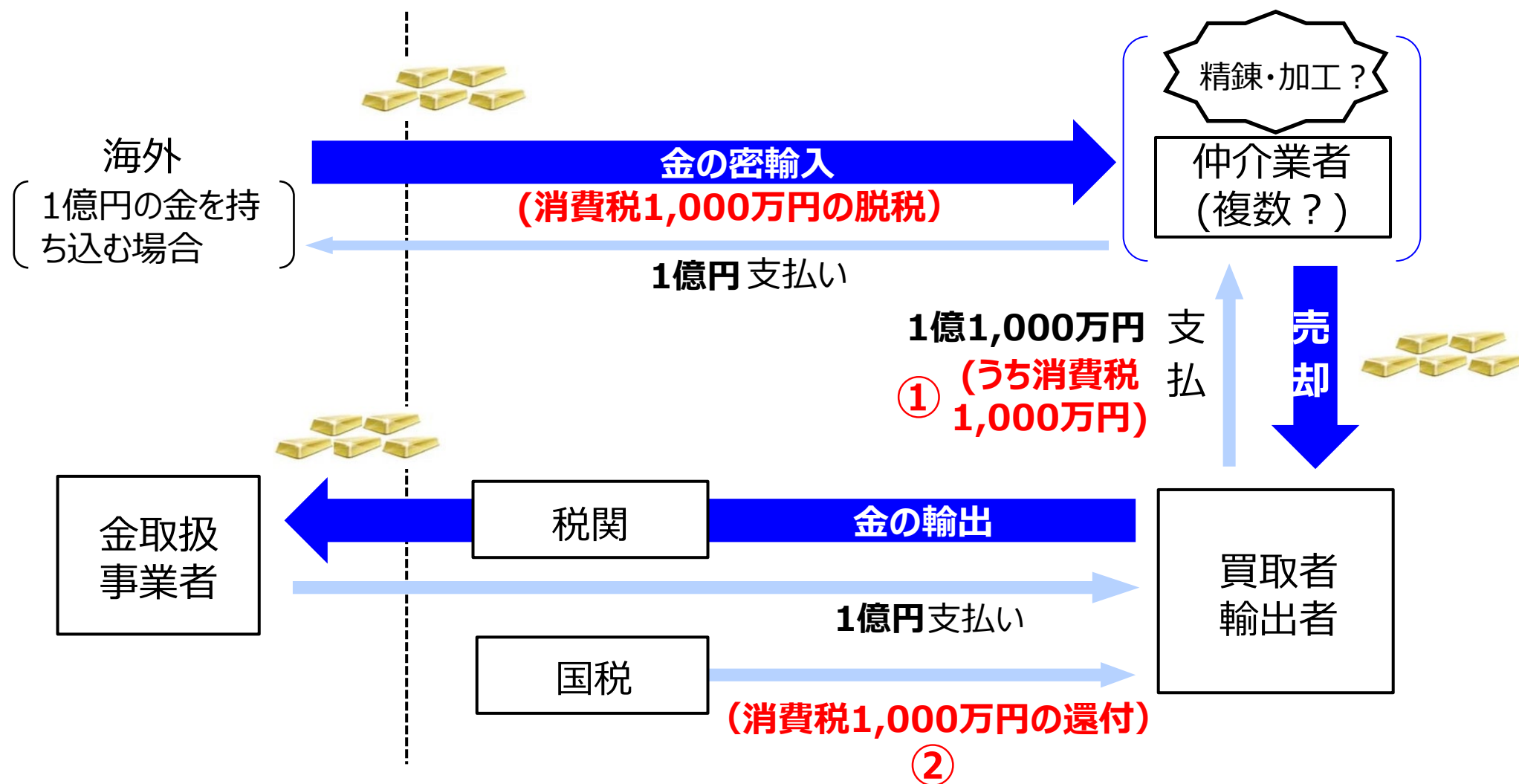
＜金の輸出入量の推移＞



(出典) 財務省貿易統計

金密輸による不正利益獲得スキーム（イメージ）

- 金を密輸入することにより、本来輸入時に支払うべき消費税を免れた上で、国内の金買取店に消費税（10%）を含めた金額で売却し、消費税分の利益を得る。（①）
- 密輸入した金を溶解して形を変え、転売を繰り返すことで流通経路の追跡を困難にし、最終的に輸出することで消費税の還付を受ける、いわば国庫金の詐取と言える組織的な密輸スキームも確認。（②）



金密輸に対する総合的な対策

金密輸を巡る深刻な状況を踏まえ、臨時税関長会議（令和7年11月）において、**片山財務大臣から税関長に対して取締り強化を指示**。これを受け、関税局・税関において以下の**総合的な対策を実施中**。



①水際対策の強化

- 輸入時の検査の徹底 …… □ 情報を活用した集中取締りの実施、巧妙な隠匿手口への対応として高性能の取締・検査機器を活用。
- 輸出時の審査・検査の強化 …… □ 流通経路の明確化を通じて、「密輸入された金」が含まれていないことを確認。

②制度面の対応

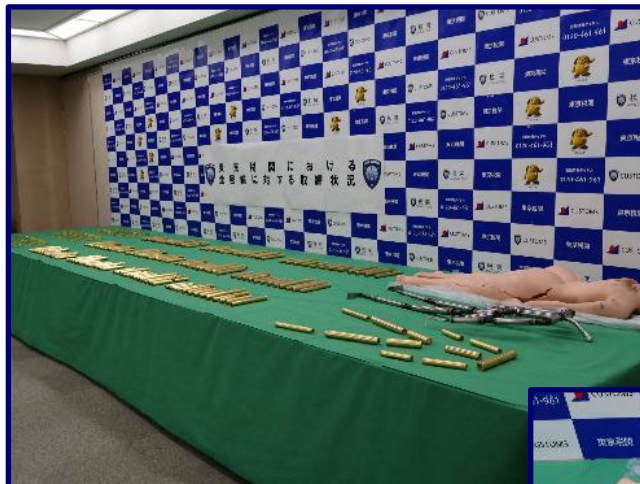
- 「没収」の実施 …… □ 金密輸事案に対する裁判での没収判決も踏まえ、無許可輸入に対する税関長の通告処分として没収を実施(現行法制下で初めて不正薬物等以外を対象)。
- 「罰金」の算定基準の変更 …… □ 金価格が高騰している状況を踏まえ、罰金相当額の算定基準を犯則時価格から時価相当に変更。

③関係機関との連携強化

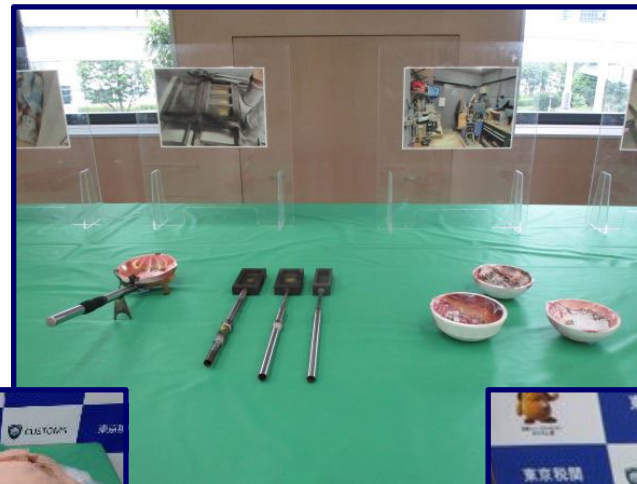
- 内外関係機関との連携強化 …… □ 国内関係機関との連携を強化し、国内流通対策、収益の国外流出対策等を推進。
- 海外当局やWCO(世界税関機構)といった国際機関とも連携し、対応。

等身大人形を利用した金密輸入事案（令和8年1月摘発）

- 本年1月、東京税関は、等身大人形の内部骨組みの中に隠匿された**金約242kg、53億円相当を摘発**。
- 本事案では、隠匿手口の巧妙さに加え、関係先の調査により、密輸入された金を加工・成型するための器具等も見つかっており、**国内取引まで含めた極めて組織化された密輸入キーム**が明らかとなってきた。
- 本年6月、警視庁は、**金を密輸し消費税等を免れようとしたことにつき、関税法、消費税法等違反の疑いで、会社役員等男女6名(中国籍5名・日本籍1名)を逮捕**。7月、東京税関は、**同6名を東京地検へ告発**。



摘発された金等



加工・成形器具



内部骨組みと金



加工された金

不正薬物の摘発状況

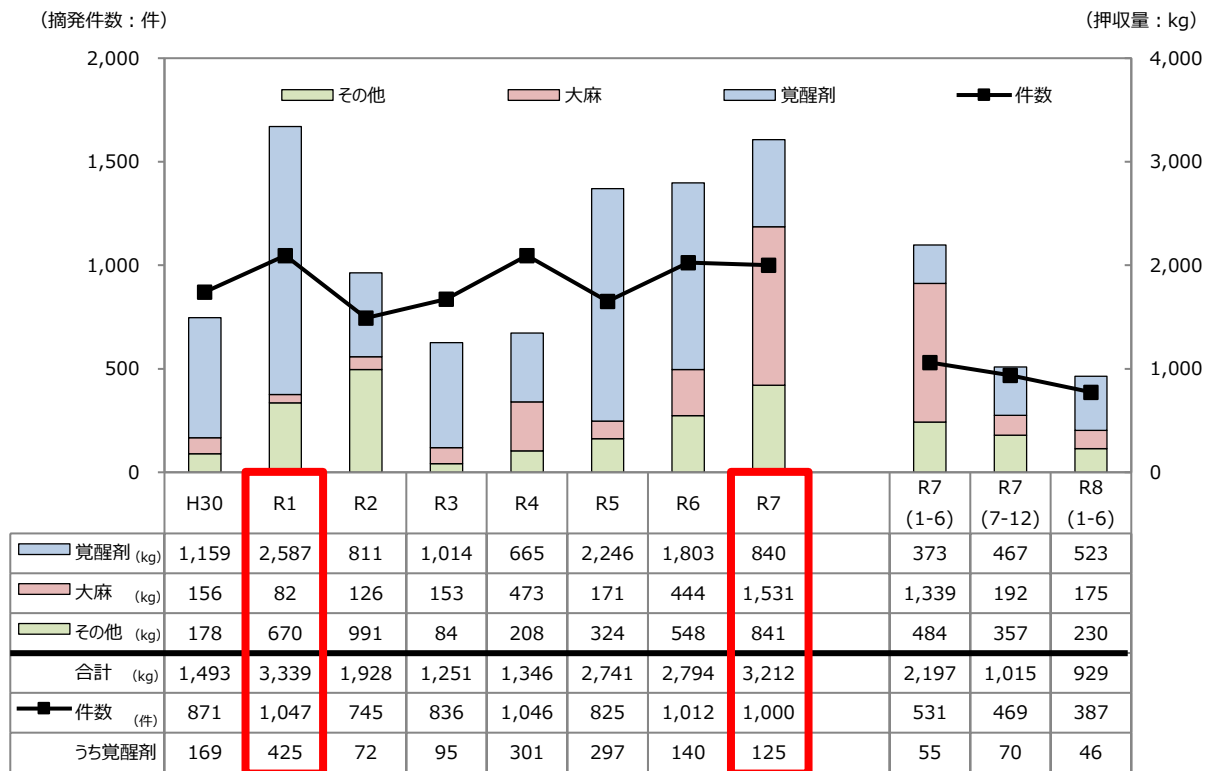
○ 令和7年における不正薬物押収量は前年比15%増、6年ぶり3トン超え

(参考1) 不正薬物の摘発件数は1,000件(前年比1%減)、押収量は約3,212kg(同15%増)

○ 令和8年上半期は航空機旅客からの不正薬物摘発件数が増加し、コロナ禍以降、半期ベースで最多

(参考2) 航空機旅客による不正薬物摘発件数は216件(前年同期比22%増)

不正薬物の摘発件数と押収量の推移



(注) ・令和7、8年は速報値である。

- ・その他とは、あへん、麻薬(コカイン、ケタミン、MDMA等)、向精神薬及び指定薬物をいう。
- ・端数処理のため数値が合わないことがある。

令和7年6月、東京税関はベトナムから到着した海上貨物(コンテナ)に隠匿された**大麻草約1トン**を摘発した。



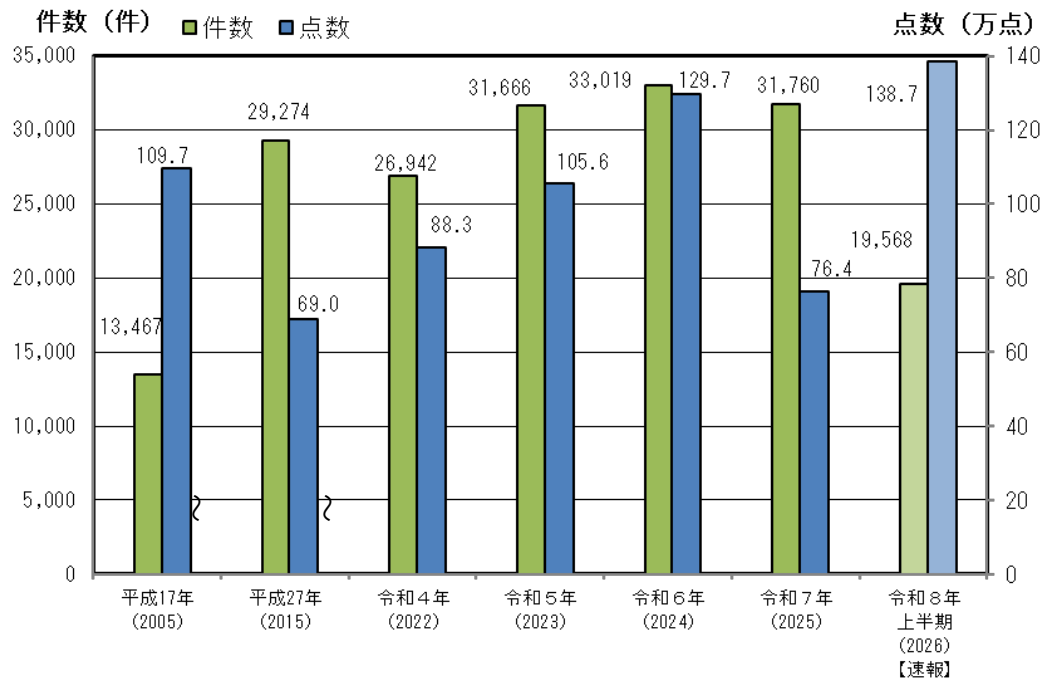
令和8年1月、東京税関はタイから成田空港に到着した旅客の携帯品に隠匿された**覚醒剤約30kg**を摘発した。



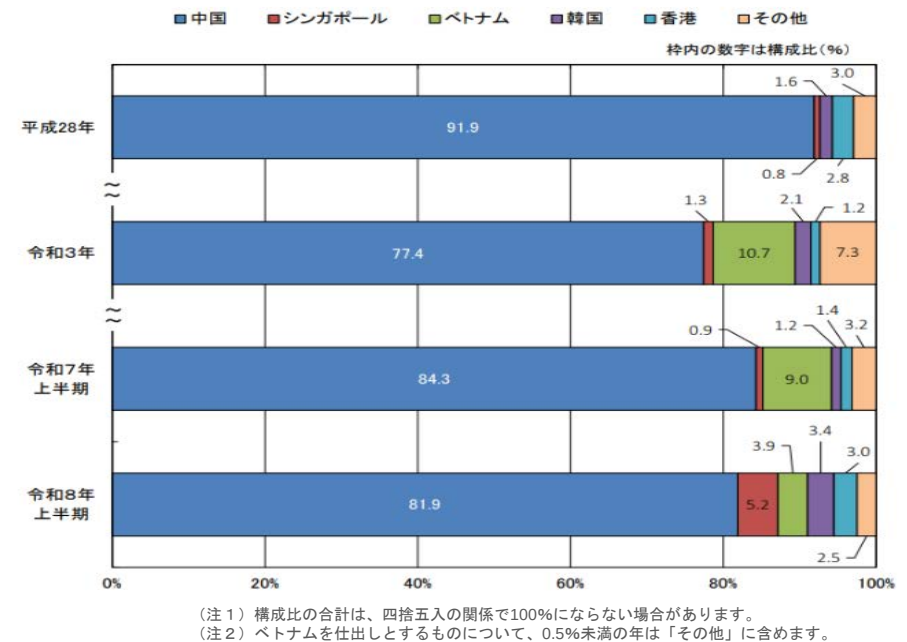
知的財産侵害物品の水際取締り

- 令和7年の税関における知的財産侵害物品の輸入差止件数は、31,760件（前年比3.8%減）。輸入差止点数は、763,504点（前年比41.1%減）。
- 令和8年上半期の輸入差止件数は19,568件（前年度比12.6%増）。
- 仕出国別の輸入差止件数は中国来が引き続き最多。

◆ 知的財産侵害物品の輸入差止実績



◆ 仕出国(地域)別の輸入差止件数構成比の推移



（注）「輸入差止件数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品が含まれていた輸入申告又は郵便物の数。
「輸入差止点数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品の数。
例えば、1件の輸入申告又は郵便物に、20点の知的財産侵害物品が含まれていた場合は、「1件20点」として計上。

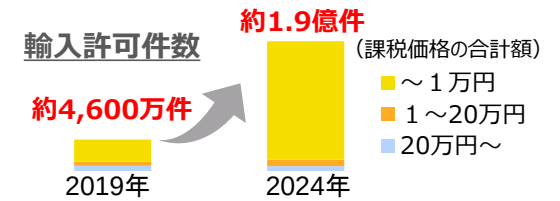
（参考）知的財産侵害物品

特許権（発明）、実用新案権（考案）、意匠権（形状等のデザイン）、商標権（ブランドのロゴマーク等）、著作権・著作隣接権（映画、音楽等）、育成者権（植物品種）、回路配置利用権（回路素子と導線のレイアウト）を侵害する物品及び不正競争防止法違反物品（形態模倣品、営業秘密侵害品等）

急増する少額輸入貨物への対応に関するWG「中間とりまとめ」（2025年11月）

課題の背景

- 2024年の日本への輸入許可件数は約1.9億件（コロナ前（2019年）の約4.1倍）
- 特に、中国・韓国関連の越境ECサイトを利用したBtoCによる貨物（主に1万円以下）が増加
- 越境ECは消費者の生活に浸透しており、経済成長の観点でも重要な役割



水際取締り上の課題

- BtoCによる貨物を扱う一部の保税業者・通関業者の不適正な業務運営による不正事案の発生
 - BtoCによる貨物の輸入申告情報の不足
- ➡ 税関が知財侵害物品等の摘発を十分にできていないおそれ

課税制度上の課題

- 消費者への直送貨物が増加し、国内外の事業者間の競争上の不均衡が発生
- 輸入貨物毎のEPA税率確認等により、納税事務が複雑化

社会にもたらされる危険・不安の払拭

事業者の適正な業務運営、正確・十分な情報にもとづく輸入申告のもと、税関が適正・的確なリスク判定を実施できるように対応

- ① 保税業者に対する行政措置、適正な業務運営へのインセンティブ等
- ② 簡易・迅速な通関手続の一時利用制限等
- ③ BtoC貨物の情報入手に向けたプラットフォーム事業者との連携

経済的な歪みの解消・納税事務等の負担軽減

見直しによる通関実務上の相互の影響を考慮し、制度毎の検討のみならず全体像を俯瞰して対応

※上記のほか、国際郵便・通関業者を取り巻く環境・税関の体制整備も議論

- ① 消費税に係る少額免税制度の見直しにおける適正課税の確保
- ② 関税に係る少額免税制度に係る検討の継続
- ③ 課税価格決定の特例の廃止
- ④ 簡易税率の利便性向上による事務負担軽減

対応を通じて目指す姿



安全・安心な社会の実現、適正かつ公平な関税等の徴収、貿易の円滑化という“3つの社会的要請”の実現



越境ECの発展と、消費者にとっての安全性・事業者間の公平性の確保に寄与

3つの社会的要請

適正かつ
公平な
関税等
の徴収

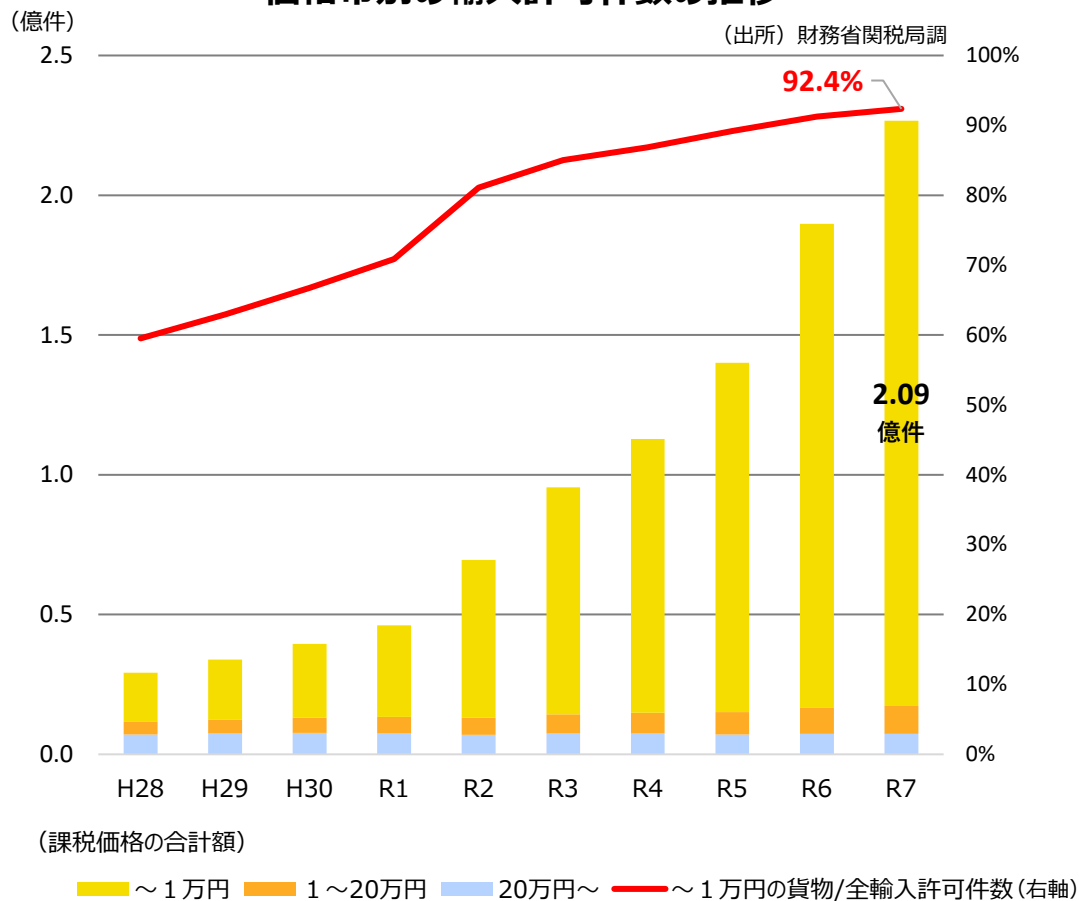
安全・
安心な
社会の
実現

貿易の
円滑化

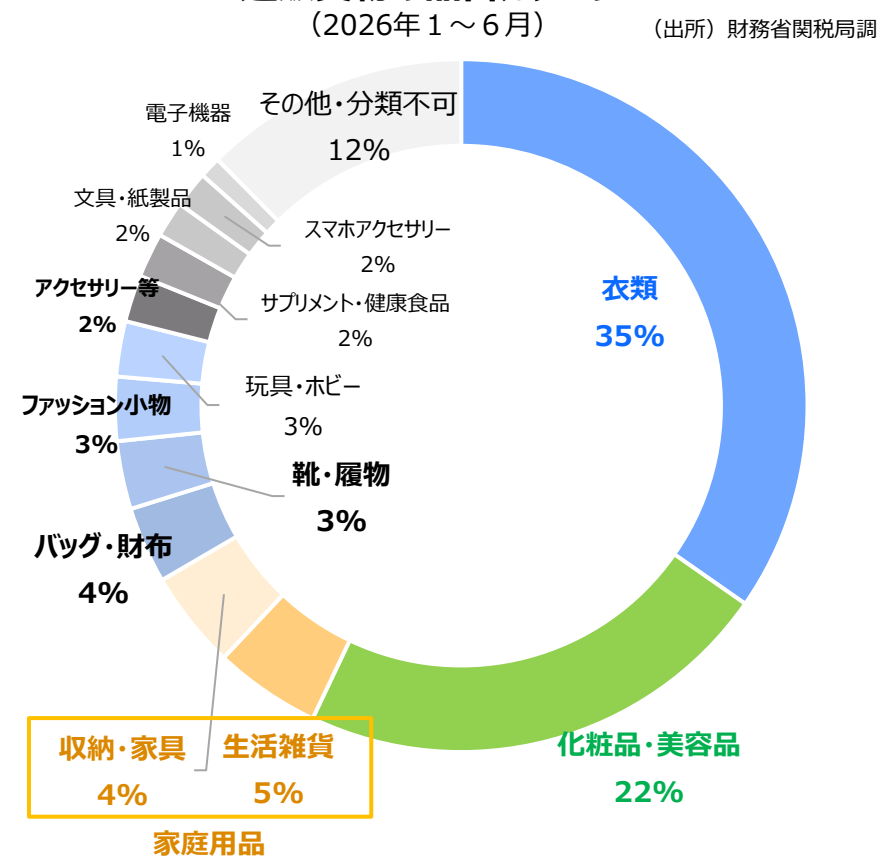
少額輸入貨物の現状

- 2025年の輸入許可件数は約2億2,700万件（前年比約19.5%増、6年間で約4.9倍）。このうち、**少額貨物（課税価格の合計額が1万円以下）の輸入許可件数は約2億900万件であり、全体の約92%を占める。**
- 2026年1～6月の輸入実績を見ると、**全輸入許可件数の約93%が通販貨物**（このうち1万円以下は約98%）。**少額貨物の問題は通販貨物の問題。**
- 通販貨物の**品目**は、衣類・バッグ等のファッション関連商品が全体の4割強を占め、化粧品や家庭用品が続く。

価格帯別の輸入許可件数の推移



通販貨物の品目カテゴリ



※大手PF上位9者の品名欄に含まれる単語から推測されるカテゴリ別に集計。
その他には食品等の他に、分類ができないもの（例：PLASTIC）を含む。

少額輸入貨物の課税制度上の課題

関税・外国為替等審議会答申（令和7年12月19日）

Ⅲ．引き続き検討すべき事項

（中略）残る検討課題である関税の少額免税制度や少額輸入貨物に係る簡易税率については、個別の制度のみならず、課税制度全体の俯瞰した検討を行うことが適当である。

まず、少額輸入貨物に係る簡易税率については、

- ・ 現行の税率水準を定めた平成 14年度改正以降、数多くの E P A 等が発効し簡易税率よりも E P A 税率の税率水準のほうが低くなったこと、及び、
- ・ 適用除外品目の申告の割合が多くなっていること

を背景として、極めて利用率が低い状況にあることから、本制度の目的である貿易円滑化の機能を回復すべく、E P A 税率等を踏まえた税率水準や、適用除外品目の見直しを検討することが適当である。（後略）

少額輸入貨物に係る主な課税制度の概要

課税価格の 合計額	商業貨物	個人使用貨物
1 万円以下	①少額免税制度 導入年：1989年 ※ 概 要：関税・消費税を免除	
1 万円超 20万円以下	②少額輸入貨物に係る簡易税率 導入年：1993年 概 要：7 区分の関税率の適用	③課税価格決定の特例（0.6掛け） 導入年：1989年 廃止 ※ 概 要：課税価格＝海外小売価格×0.6
20万円超		

※令和 8 年度改正において、①消費税に係る少額免税制度を見直した上で、物品販売に係るプラットフォーム課税を措置し、③課税価格決定の特例（0.6掛け）を廃止（令和10年 4 月施行）。

税関中長期構想2030の概要

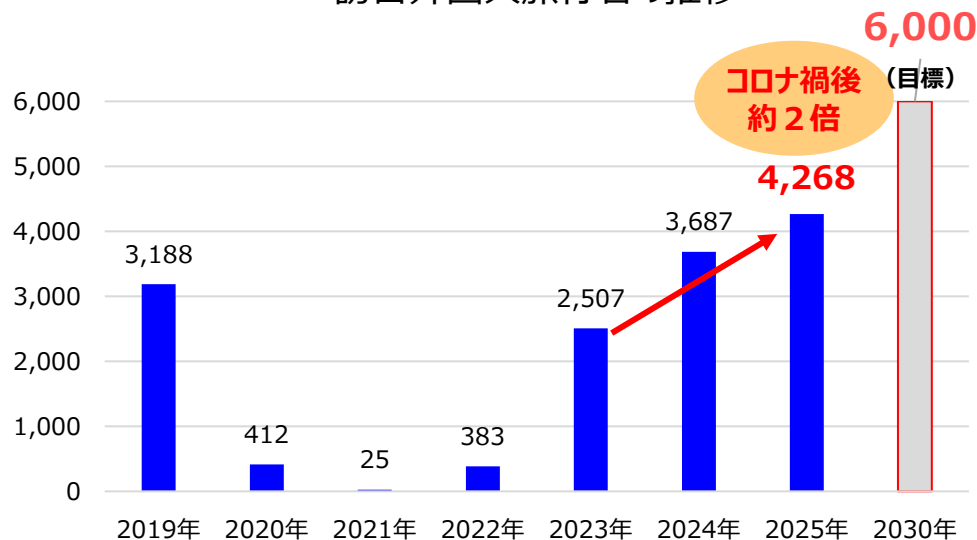
訪日外国人旅行者と貨物の急増に対応するため、AI等の最先端技術を活用し、税関の取締手法や体制についての抜本的な変革を進め、次世代型の組織を構築。

2030年に向けて、経済活性化に資する一層迅速な物流と人流、安全・安心な社会のための国境での検査強化を同時に実現するため、

- ・ 入国旅客の税関申告の完全電子化（先端技術の積極的な導入）
- ・ 全航空小口貨物の徹底検査（大規模空港内に航空貨物検査センターを設置）
- ・ 税関業務へのAIの戦略的活用に向けたデジタル基盤整備とサイバーセキュリティ対策 等を実行。

訪日外国人旅行者の急増

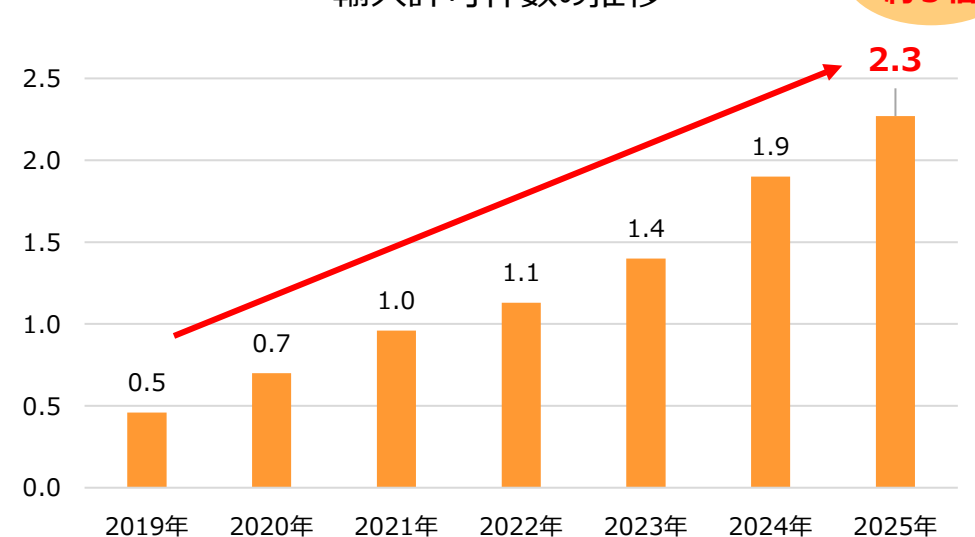
訪日外国人旅行者の推移



(出所) 日本政府観光局「訪日外客統計」

輸入貨物の急増

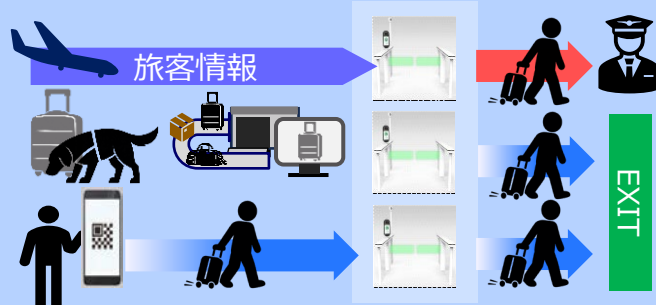
輸入許可件数の推移



(出所) 財務省関税局

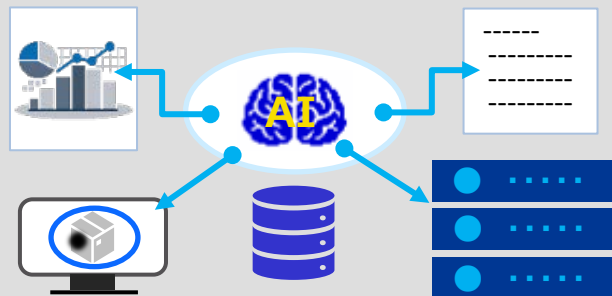
税関中長期構想2030の主な施策

▶ 入国旅客の税関申告の完全電子化



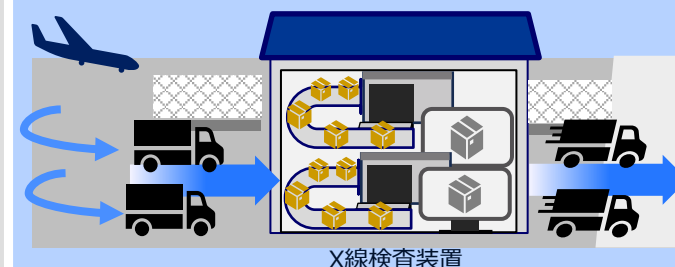
航空旅客の円滑な入国と厳格な水際取締りの両立を実現するため、紙の申告の廃止、有人検査台から電子申告ゲートへの移行を進めます。

▶ AIの戦略的活用に向けたデジタル基盤の整備



税関業務のあらゆる分野において、AI等先端技術を戦略的に活用するため、税関関連システムの最先端化を含むデジタル基盤の整備に取り組みます。

▶ 全ての航空小口貨物の徹底検査



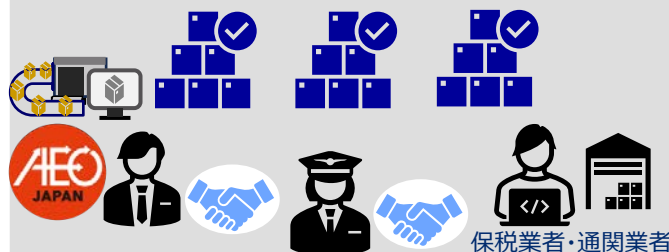
越境Eコマースの拡大等による航空貨物の急増に対応するため、大規模空港内の物流動線上で全ての小口貨物を徹底検査する、「航空貨物検査センター」を設立します。

▶ 海上コンテナ貨物の検査体制の高度化



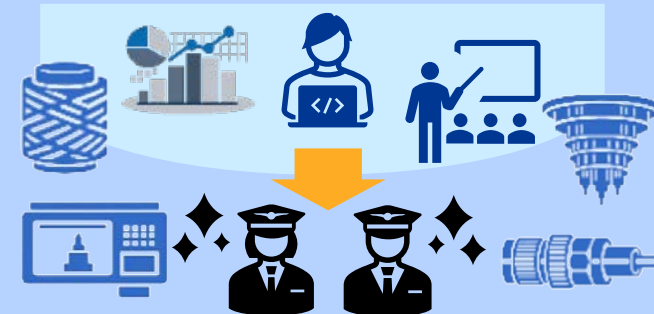
海上コンテナ貨物のより迅速な通関と検査強化を図るため、コンテナターミナル等の物流動線上に大型X線検査装置を増配備し、AIによる検査を実施します。

▶ 官民一体となった国際物流のリスク管理



より迅速で安全な通関・物流を目指す事業者との協力関係を強化し、国際物流全体のリスク管理を官民協働で行うとともに、そのためのインセンティブを強化します。

▶ 経済安全保障リスクへの対応



インテリジェンス能力の高度化、水際の体制強化等を通じ、経済安全保障上のリスクに対する輸出時・出国時の取締りを強化します。

国際物流と税関行政に関する懇談会

懇談会開催の趣旨

- 国際物流の円滑化やリスク管理を税関とともに担うパートナーである民間事業者との間で、国際物流を取り巻く課題や今後の方向性を共有し、税関中長期構想2030に掲げる施策の具体化・実装等を官民一体で推進するため、本懇談会を開催。

国際物流と税関行政に関する懇談会

航空小口貨物WG

「全ての航空小口貨物の徹底検査」の実現に向け、貨物検査センターを中心とする官民一体の効率的な検査体制構築に向けた具体的方策について意見交換

航空事業者
運送事業者
保税業者
通関業者
財務省関税局

首都圏空港物流WG

「税関手続DXによる貿易円滑化」の実現に向け、総合物流施策大綱も踏まえつつ、首都圏空港の一体的運用に資する税関関連事務の簡素化等について意見交換

航空事業者等
財務省関税局

PF事業者等WG

「不正商品の販売規制」、「プラットフォーム事業者等からの販売情報等の入手」等を通じ、越境ECの健全な発展及び適正通関を実現するため、PF事業者等とのあるべき連携について意見交換

PF事業者
財務省関税局

通関業者・保税業者WG

「官民一体となった国際物流のリスク管理」の実現に向け、通関業者・保税業者に係る制度・運用の在り方、事業環境整備等について意見交換

運送事業者
保税業者
通関業者
財務省関税局

懇談会の運営

- 2026年内にそれぞれのWGにおいて意見交換を開始。
- 必要に応じて、全体の懇談会を開催し、各WGにおける意見交換の結果等を報告。

通関業の現状

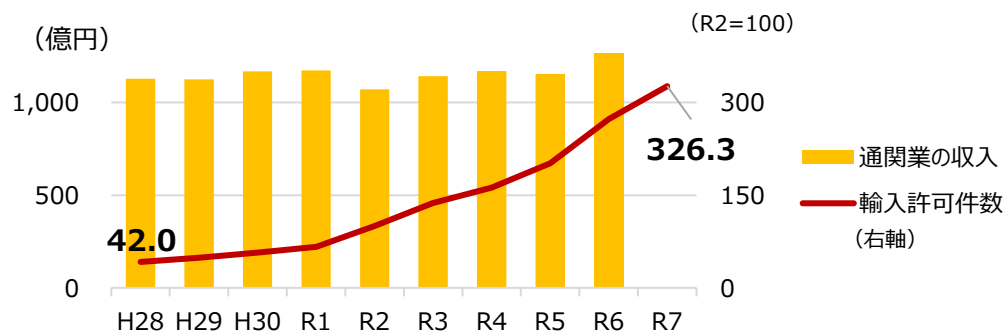
- 令和8年4月1日現在、通関業者数は997者と緩やかに増加している一方、輸出入申告官署の自由化等を背景に、営業所数は徐々に減少し、2,048ヶ所となっている。
- 通関業務料金の上限額撤廃により、通関業者は自由に料金を定めることができるようになったものの、**輸入許可件数の増加や名目賃金の上昇にもかかわらず通関業収入額は横ばい**。令和8年からは料金値上げの動きも見られるが、**必要な収入を確保できていない可能性**。
- 国際物流における**通関業者の役割が高まる中、適正な業務運営を行うための環境整備に向けた取組が必要**。

通関業者及び営業所数の推移 (出所) 財務省関税局調

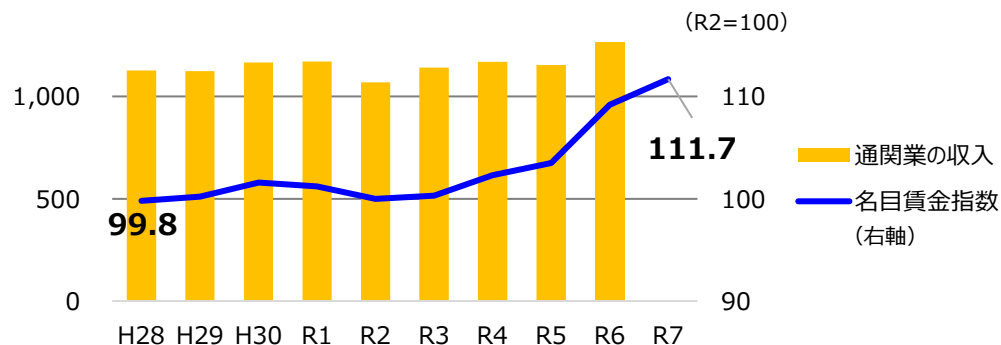
年	通関業者数 (企業数)	新規許可等/ 廃業等	営業所数 (ヶ所)
H28	922	—	2,131
H29	932	—	2,131
H30	932	31/6	2,089
H31	954	22/15	2,092
R2	955	30/16	2,065
R3	970	16/12	2,062
R4	974	20/12	2,063
R5	982	28/14	2,049
R6	996	21/27	2,044
R7	988	24/15	2,042
R8	997		2,048

※通関業者数、営業所数は各年4月1日時点で計上。新規許可等/廃業等については、各年度末時点で集計。
 ※平成29年10月以前は、同一事業者であっても税関ごとに許可を受ける必要があり、事業者単位での新規許可等/廃業等の集計は行っていない。(平成29年10月以降は、制度改正により事業者単位の財務大臣による許可に変更)
 ※通関業者の合併等があるため、新規許可等と廃業等の差分を計算しても翌年4月1日時点の通関業者数と一致しない。

輸入許可件数と通関業の収入の推移 (出所) 財務省関税局調



名目賃金指数と通関業の収入の推移 (出所) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」財務省関税局調



※通関業営業報告書より作成。令和7年の通関業の収入は集計期間前。
 ※名目賃金指数は、令和2年を基準(100)として、賃金の金銭的な変化を示す指標。

経済活性化のための保税地域の活用

- 保税地域では、税関の監督の下、関税等の徴収を留保したまま外国貨物の保管、加工、展示等が可能。
- 他方、輸入件数急増に伴い、保税業者の役割の重要性が高まる中で、不適正な貨物管理事案等が発生。
令和8年度関税改正において、業務改善命令の新設等を実施。
- 保税業者の適正な業務運営を確保しつつ、制度周知による保税制度活用のニーズを掘り起こしながら、更に多様な分野における活用、経済活性化への寄与を図る。

○ 保税地域数（令和8年7月1日現在）

種類	機能	件数(箇所)
①指定保税地域	外国貨物の積卸し、運搬、一時蔵置	89
②保税蔵置場	外国貨物の積卸し、運搬、蔵置	4,608
③保税工場	外国貨物の加工、製造	173
④保税展示場	外国貨物の展示、使用	7
⑤総合保税地域	上記②～④の総合的機能	4

※保税展示場の件数は、許可期間の一部または全部が令和8年中とされているもの

【参考】保税ポータルに「保税制度の情報提供等に特化したコンテンツ一覧」を掲載

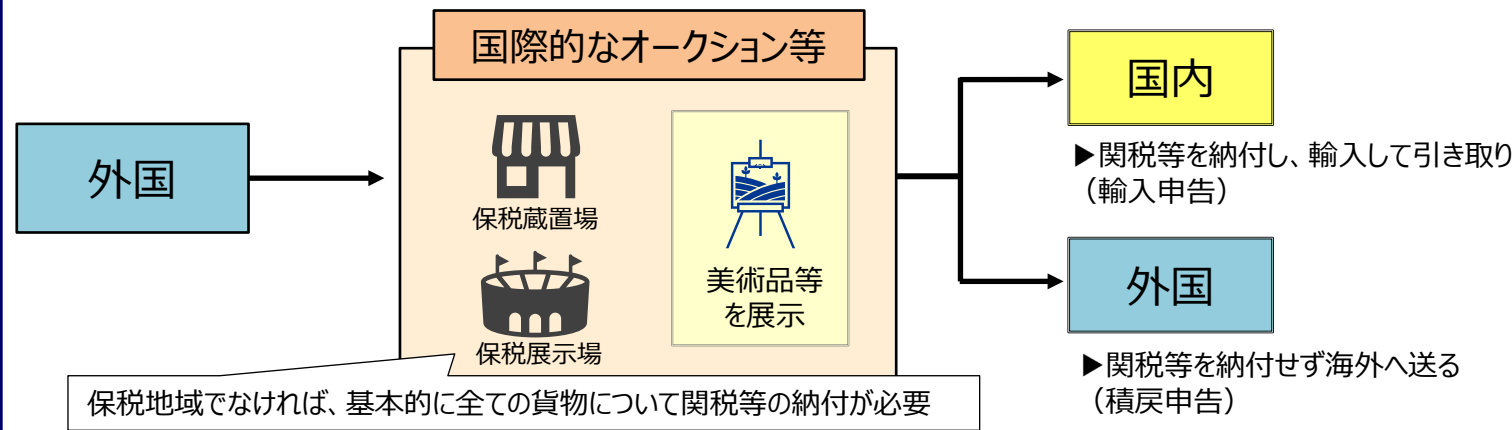
コンテンツ一覧



【参考】保税ポータルに「保税蔵置場の新規許可申請に関するガイドライン」を掲載



保税制度の新たな活用例（国際的なオークション・ギャラリー・アートフェア）



【参考】保税展示場における国際的なアートフェア「Tokyo Gendai」



最先端技術の導入

- 不正薬物やテロ関連物資に対する厳格な検査と迅速な通関を両立するため、税関検査等において最先端技術を積極的に導入。

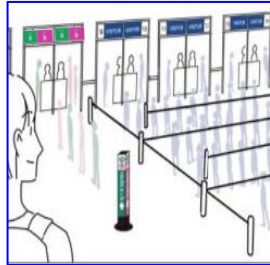
◎ 税関検査場電子申告ゲート（Eゲート）



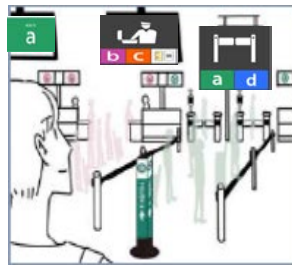
◎ 税関・入管共同キオスク



手続終了



入国審査場



税関検査場



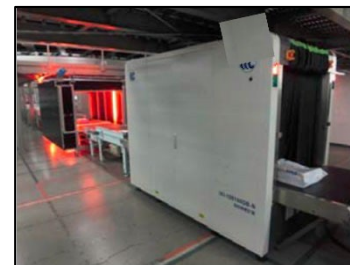
◎ X線CTスキャン検査装置



- ・ 自動識別・画像解析機能を搭載
- ・ 要注意貨物（携帯品）を悉皆的・効率的に検査

- ・ ITを活用し、旅客の通関を自動化
 - 携帯品等申告書は、電子的提出が可能
 - 検査においても、事前情報等を活用
 - 顔認証による本人確認の実施
- ・ **Eゲート**は、全国7空港（成田、羽田、関西、中部、福岡、新千歳、那覇）に配備済
- ・ 税関、入管手続きに必要な情報（旅券情報、顔写真等）を同時に提供可能とする「**共同キオスク**」を令和7年4月より関西国際空港、東京国際空港（羽田空港）、成田国際空港（第3ターミナル）において、令和7年12月より福岡空港において、本格運用を開始。
- ・ 税関、入管手続きにかかる重複する部分を解消することにより、所要時間を短縮化

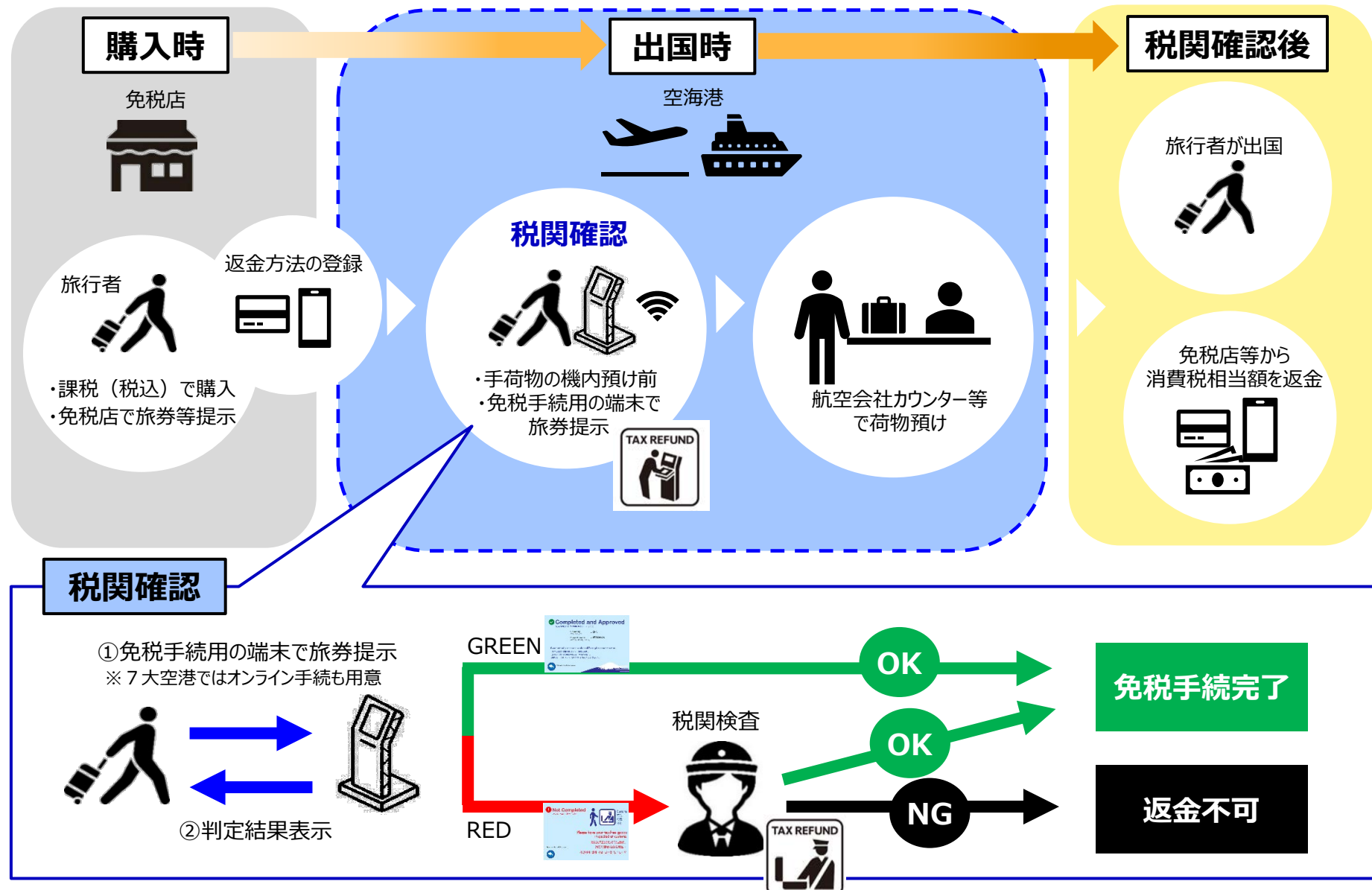
◎ 国際郵便物税関検査装置



- ・ コンベア上にX線検査装置を配置し、X線検査を機械化・自動化

外国人旅行者向け免税制度のリファンド方式移行への対応

- 本年11月、免税購入対象物品について、販売時に課税し、出国時に税関で持ち出し確認ができた場合に返金する「リファンド方式」へ移行。
- 出国時の空港・海港での円滑な運用と税関における持出確認後の横流し等の不正対策の徹底。



リファンド方式への移行に伴う周知・広報

- 関係省庁においてリファンド方式に関する特設ページを開設。
- 免税店向け、旅行者向けのリーフレット等を作成。

HP作成



観光庁



国税庁

動画作成

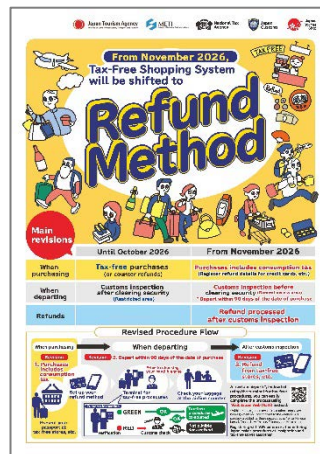


観光庁

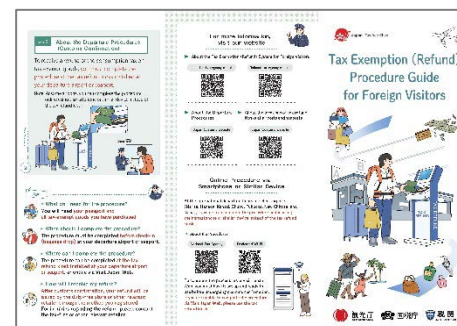
リーフレット作成



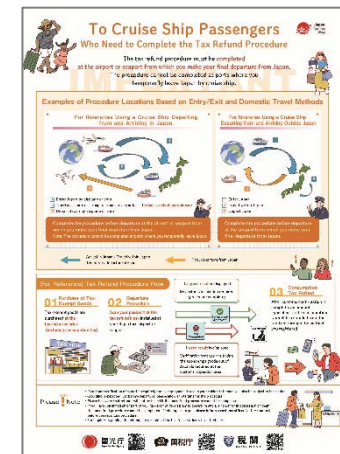
観光庁



観光庁



関税局

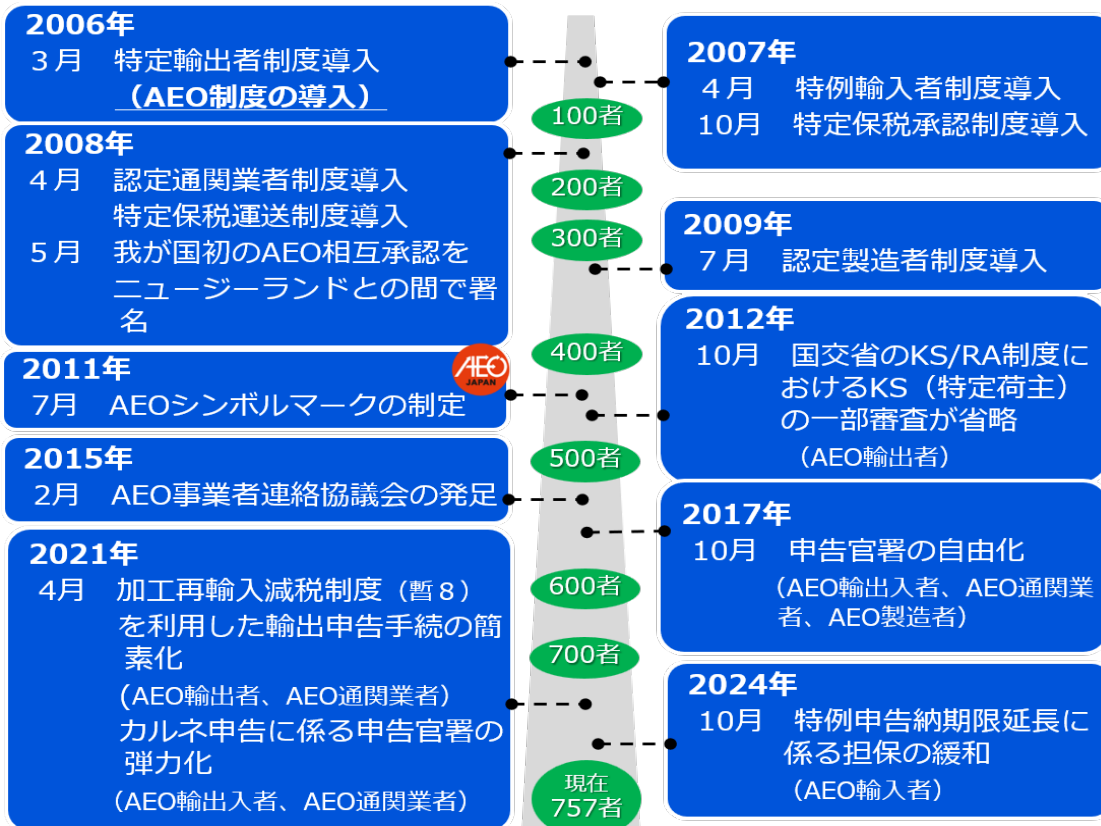


関税局

AEO制度の状況

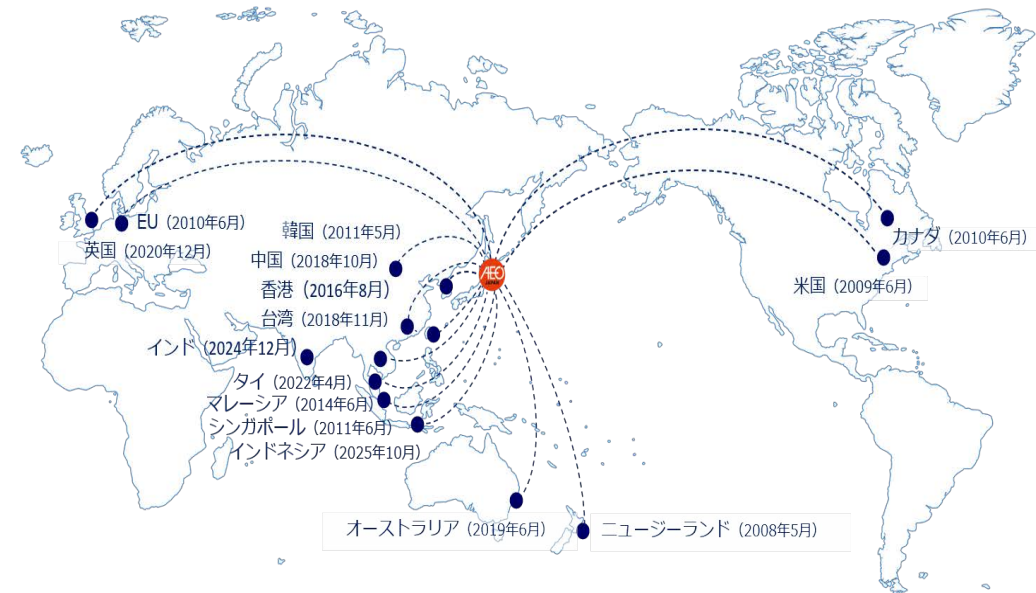
- AEO制度は、対象事業態の拡大やベネフィットの追加、相互承認の発展を経ながら、今年で導入から20年となる。
- 近年の少額輸入貨物急増に対しては、官民共同による国際物流のリスク管理が不可欠。
- 信頼できるパートナーであるAEO事業者に対しては、一層の優位性向上とビジネス環境向上を図っていくことが重要。

我が国のAEO制度の歩み



AEO相互承認の現状

令和8年4月1日現在、15の国・地域との間で相互承認に署名



(現在交渉中の国：スイス、ブラジル)

今後も、AEO事業者との対話を通じてAEO制度の魅力を高め、官民共同によるリスク管理の基盤とするAEO事業者を拡大させていくことで、国際物流全体の安全性と強靱性を高めていく。

経済安全保障への対応

背景・課題

- 政府全体での経済安全保障上の脅威への対処
 - 経済財政運営と改革の基本方針2026(令和8年7月21日閣議決定) (抄)
 - 国家安全保障局を司令塔とする政府全体での経済安全保障の推進体制を強化
 - 総合的な経済安全保障シンクタンク機能の構築 (2026年度中の構築目標)
 - 輸出管理の強化
 - 不当廉売関税制度の高度化、調査体制の強化
- これを踏まえ、関税局・税関でも、経済安全保障の強化に向け取組
 - 関税局内での司令塔を担う機構として、令和8事務年度より「経済安全保障政策企画官」を新設

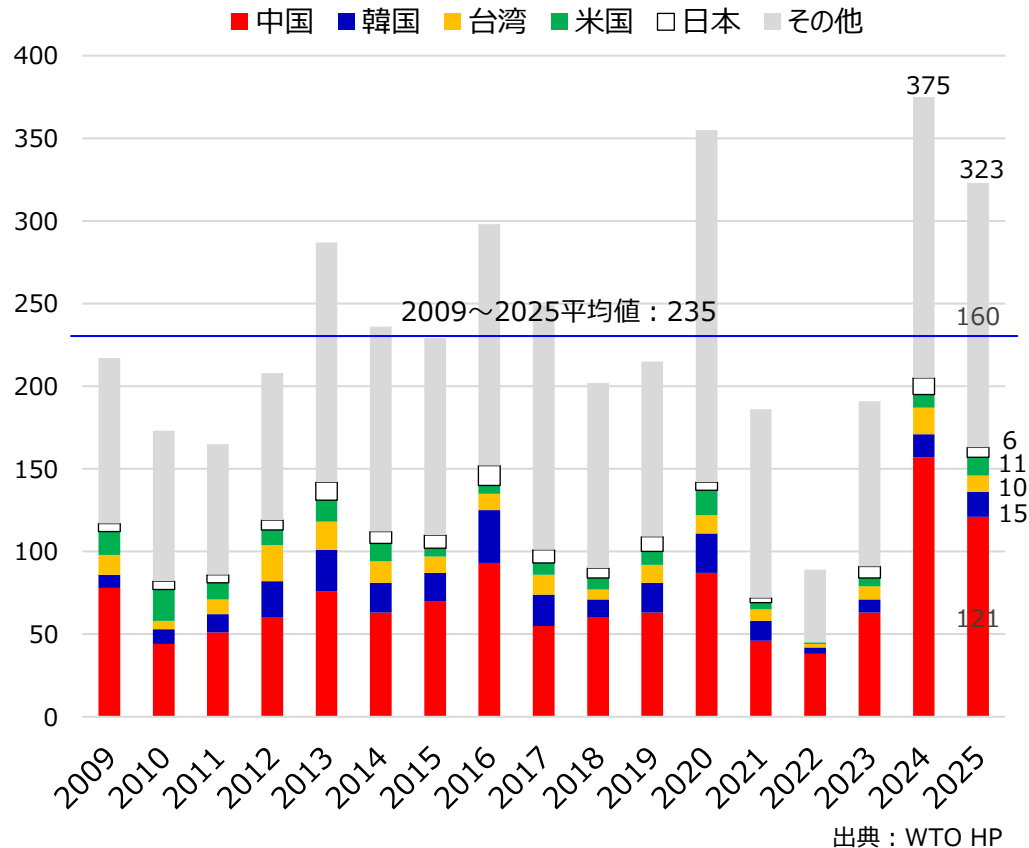
取組の概要

- **重要物資の貿易動向の分析強化**
- **関係省庁との連携強化 (経済安全保障政策企画官)**
- **「軍事転用のおそれのある製品や技術の流出につながる不正輸出等の防止」の取組を推進**
 - 情報の収集・分析 (インテリジェンス能力) の強化及び適正通関の確保
 - 民間事業者との連携
 - 規制対象物品の輸出実績の把握
- **経済安全保障の確保に資する部門の機能強化**
- **貿易救済措置の実効性向上のための迂回防止や手続迅速化等の不当廉売関税制度の高度化、調査体制強化**

不当廉売関税措置をめぐる状況

- 世界的な過剰生産能力の継続等と、それに対応する各国による貿易救済措置等を背景として、直近2年間の不当廉売関税の調査開始件数は国際的に高水準で推移。
- 特に過剰生産能力の増加が指摘されている鉄鋼製品については、我が国においても不当廉売関税の調査開始案件が増えている状況（次頁参照）。

不当廉売関税調査開始件数の推移（対象国・地域ベース）



「G7エビアン・サミット首脳声明（2026年6月）」（抜粋）

我々は、恒常的な市場の歪曲、グローバルかつ構造的な過剰生産及びそれに起因する不均衡、世界、地域及び国内の市場への有害な波及効果、並びに経済的依存の高まり等を含む、非市場的政策及び慣行（NMPPs）とそれらがもたらす負の影響について、共通の懸念を再確認する。

OECD「OECD Steel Outlook（2026年6月）」（プレスリリースより抜粋）

一部の主要な非OECD鉄鋼生産国における補助金の増加が背景にあり、世界的に過剰生産能力は増加が続いています。その一方で、公平な競争環境の構築を目指して導入された貿易措置が、迂回輸出によってかいくぐられており、公平な競争を回復しようとする取り組みが損なわれています。

我が国における不当廉売関税をめぐる状況

○ 近年、不当廉売関税の発動は増加傾向であり、足元で、6品目の調査が進行中。

○発動済及び発動中（**太字・下線**）の案件

対象品目	対象国*1	追加関税率	課税期間*2
フェロシリコマンガ	中国	4.5%～27.2%	1993年2月～'98年1月
綿糸	パキスタン	2.1%～9.9%	1995年8月～'00年7月
ポリエステル短繊維	韓国・台湾	6.0%～13.5%	2002年7月～'12年6月
電解二酸化マンガ	豪州	29.3%	2008年9月～'13年8月
	スペイン	14.0%	2008年9月～'19年3月
	南アフリカ	14.5%	
	中国	34.3～46.5%	2008年9月～'29年2月
トルエンジソシアナート	中国	69.4%	2015年4月～'20年4月
水酸化カリウム	韓国	49.5%	2016年8月～'26年8月
	中国	73.7%	
高重合度PET	中国	39.8～53.0%	2017年12月～'28年2月
 炭素鋼製突合せ溶接式継手	韓国 中国	41.8%～69.2%	2018年3月～'23年3月
トリス（クロロプロピル）ホスフェート	中国	37.2%	2020年9月～'25年9月
炭酸二カリウム	韓国	30.8%	2021年6月～'31年7月
 溶融亜鉛めっき鉄線	韓国	9.8～24.5%	2022年12月～'27年12月
	中国	26.5～41.7%	
黒鉛電極	中国	95.2%	2025年7月～'30年7月

○現在調査中の案件

対象品目	対象国*1	調査開始日
 ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び鋼板	中国・台湾	2025年7月22日
 溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板	韓国・中国	2025年8月13日
ビスフェノールA	韓国・台湾	2025年8月20日
水酸化カリウム(*3)	韓国・中国	2025年12月25日
 熱延鋼帯及び鋼板	韓国・中国・台湾	2026年6月1日
 冷延鋼帯及び鋼板	韓国・中国・台湾	2026年6月1日

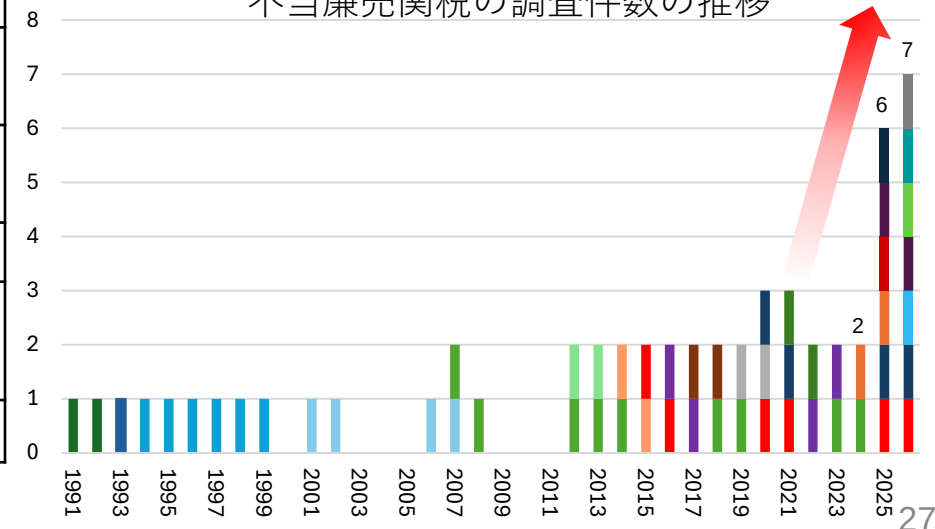
*1 中国は、香港及びマカオ地域を除く

2 確定措置の課税期間

3 課税期間の延長に関する調査

 鉄鋼製品

不当廉売関税の調査件数の推移



骨太2026、成長戦略における不当廉売関税措置

経済財政運営と改革の基本方針2026（骨太2026）（令和8年7月21日）

第2章 日本の成長力強化と安全・安心の確保

2. 強い外交・安全保障の確立

（2）経済安全保障の強化

輸出管理の強化に取り組むとともに、貿易救済措置の実効性向上のため、迂回防止や手続迅速化等の不当廉売関税制度の高度化、調査体制の強化等を図る。

日本成長戦略（令和8年7月21日）

Ⅲ. 8つの分野横断的な課題の解決

1. 新技術立国・競争力強化（2）③ iii－2）グローバル市場の獲得・経済安全保障の強化

（経済安全保障の強化）

デュアルユースの技術・生産基盤等の育成・強化や、経済安全保障重要技術育成プログラムの強化のほか、技術流出対策の強化、貿易救済措置の執行強化を行う。

ロシア等に対する経済制裁について

1. ロシア等に対する輸出入禁止措置

- 令和4年2月下旬に始まったロシアによるウクライナ侵略に対し、G7各国を中心に、ロシアやベラルーシに対する制裁の一環として、輸出入禁止措置を実施。
- 我が国は、令和4年2月下旬より、外国為替及び外国貿易法により、
 - ・ ロシアやベラルーシ、及び両国以外の国の特定団体に対する輸出禁止措置
 - ・ ロシアへの奢侈品、半導体、無人航空機、乗用自動車、特殊車両等のエンジン及び部品等の輸出禁止措置
 - ・ ロシアからの機械類・電気機械及び、貴金属、上限価格超で取引される原油・石油製品、非工業用ダイヤモンド等の輸入禁止措置を順次実施。

2. 関税における最恵国待遇の撤回

- G7首脳声明を踏まえ、ロシアに対するWTO協定税率の適用を撤回し、基本税率（暫定税率の適用があるときは暫定税率）の適用を可能とする、改正関税暫定措置法を施行。
(参考) 当初の適用期限は令和5年3月31日。その後1年毎の延長により、現在の期限は令和9年3月31日。

関税局・税関における対応

- 関税局では、第三国を迂回すること等による制裁逃れに係る情報共有等、G7等諸外国と連携。
- 税関では、制裁措置の実効性確保のため、輸出入貨物について、外国為替及び外国貿易法に基づく経済産業大臣の承認の要否に係る確認を行うなど、第三国迂回による制裁逃れ防止を含め、厳格な水際取締りを実施。

1. 最近の税関行政・関税制度

2. 国際関係

3. 令和9年度関税改正

世界の潮流と日本の関税政策・税関行政

- 世界は、地政学的競争の激化と国際秩序の揺らぎ、グローバル・サウスの台頭、AIを始めとする加速度的な技術革新等、歴史の大きな変革期。
- 経済のグローバル化が進展する一方、保護主義的な動きが一層顕著となり、さらには世界各地の紛争などを原因として、国際経済の不透明性が増大。
- WTOはこれまで、ルールに基づく自由で開かれた多角的貿易体制の要として、日本及び世界の経済成長に貢献。世界経済の変化や、非市場的な政策及び慣行、経済的威圧などの新たな課題にWTOが十分に対応できていないことも事実。
- 日本は、物品の関税やサービス貿易の障壁などの削減・撤廃、貿易・投資のルール作りなどを通じて海外の成長市場の活力を取り込み、日本経済の基盤を強化するEPA／FTA を着実に推進。
- また、税関手続の国際的調和・簡素化等を通じた国際貿易の一層の円滑化の推進により、日本を含む各国の貿易拡大・経済成長に貢献し、日系企業の海外展開の側面支援につなげるべく、各国における貿易手続の改善を通じたビジネス環境の改善に積極的に関与。

米国関税措置についての概況

1. 日米合意

- ・ 2025年7月、赤澤経済再生担当大臣がトランプ大統領と会談し、日米で合意。同年9月4日、同大統領は、**我が国に対する関税の引下げ措置に関する大統領令**に署名。
- ・ その結果、日本の相互関税について、**15%（ノンスタッキング）（注）**が適用されることになった。
（注） MFN関税率が15%以上の品目には追加関税は課されず、15%未満の品目については15%となる。

2. 国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づく関税措置の違憲判決

- ・ 2026年2月、連邦最高裁は、**IEEPAに基づく相互関税等は違法・無効**と判示。
この結果、同月24日以降、**輸入時にIEEPAに基づく追加関税は徴収されなくなった**。
- ・ また、同年3月、国際貿易裁判所(CIT)は、CBP（米国税関・国境取締局）に対し、**IEEPAに基づく関税の還付を命令**。同年4月20日から**還付請求処理システム（CAPE）が稼働開始**。

3. 1974年通商法第122条に基づく暫定関税

- ・ 2026年2月、1974年通商法第122条に基づき、米国の国際収支赤字に対処する等のため、米国に輸入される物品に対し、**従価税10%の暫定関税**を課す大統領布告を発表。（**同年2月24日から同7月24日（150日間）**。150日超の場合議会承認が必要）
- ・ 同関税が課されないものとしては、**重要鉱物、金属、エネルギー及びエネルギー製品、特定の農産品、医薬品及び医薬品原料、現在又は将来、通商拡大法232条に基づく追加関税措置の対象となる物品** 等。

4. 1974年通商法第301条に基づく関税

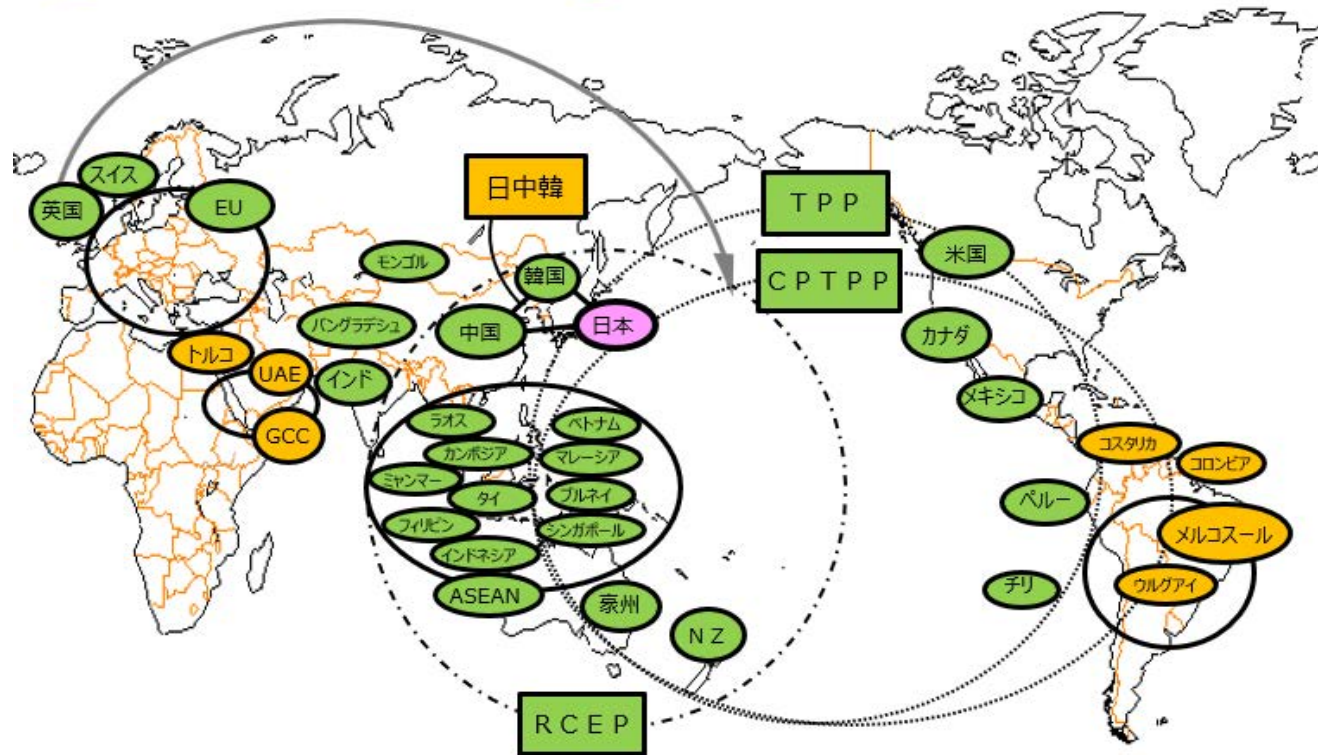
- ・ USTRは2026年3月、1974年通商法第301条に基づき、外国政府による貿易協定違反及び不当、不合理、差別的な貿易慣行等を対象として、**過剰生産能力等**に関する調査及び**強制労働**に関する調査を開始したことを公表。
- ・ その結果、2026年7月、「**強制労働で生産された製品の輸入禁止措置**を課さず、かつ効果的に執行していない行為、政策及び慣行」について、**同条に基づく関税措置を決定**。**同年7月24日**から、以下の関税措置が発動中。
 - （1）**カナダ・英国・EU・台湾等の19か国・地域**につき **10%の追加関税措置**（EU、台湾は上乗せなし（ノンスタッキング））
 - （2）**日中韓を含む上記以外の41か国・地域**につき **12.5%の追加関税措置**（日本、韓国、スイスは上乗せなし（同上））。

※ 過剰生産能力等に関する調査は、現在も継続中であり、具体的な措置はまだ発表されていない。

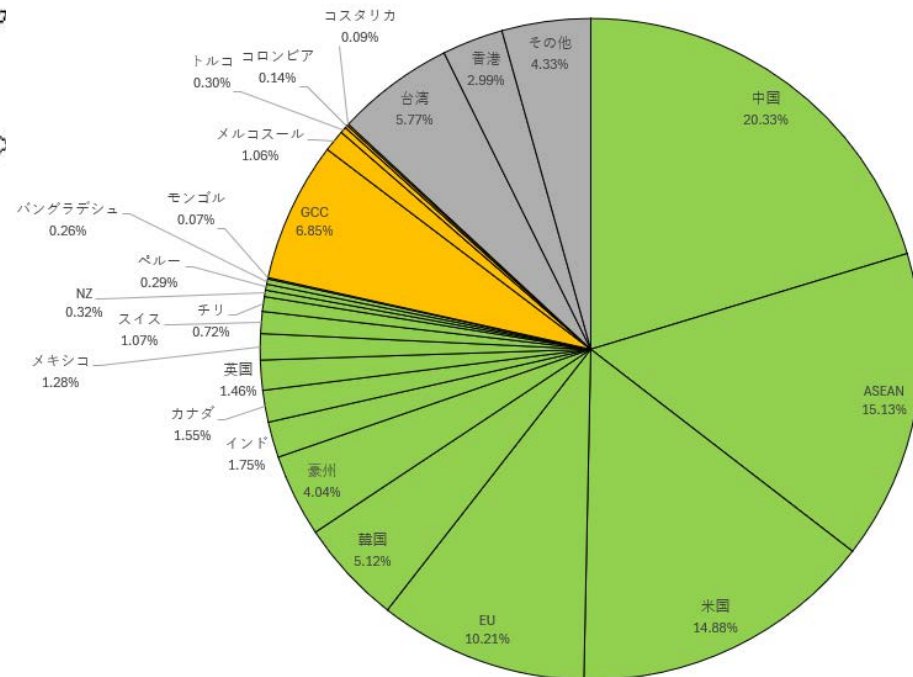
我が国における E P A 等の現状

発効済 (20)	2002.11	シンガポール（2007.9改正）	2008.12	ASEAN（2020.8改正）	2016.6	モンゴル
	2005.4	メキシコ（2012.4改正）	2008.12	フィリピン	2018.12	CPTPP
	2006.7	マレーシア	2009.9	スイス	2019.2	EU（2024.7改正）
	2007.9	チリ	2009.10	ベトナム	2020.1	米国
	2007.11	タイ	2011.8	インド	2021.1	英国
	2008.7	インドネシア（2026.8改正）	2012.3	ペルー	2022.1	RCEP
	2008.7	ブルネイ	2015.1	豪州		
署名済（2）	バングラデシュ（2026年2月）、T P P（2016年2月）※2017年1月に米国が離脱を表明。					

 : 既に協定が発効済又は署名済の国・地域  : 現在協定の交渉をしている国・地域



日本の貿易総額に占める国・地域の貿易額の割合
2025年



発効済又は署名済 : 78.5%

交渉中 : 8.4%

: 計 86.9%

出典：財務省貿易統計（2026年6月公表）

(各国の貿易額の割合については、小数点第3位四捨五入)

(注1) GCC: 湾岸協力理事会(Gulf Cooperation Council)
(交渉相手: アラブ首長国連邦、バーレーン、サウジアラビア、オマーン、カタール、クウェート)

(注2) メルコスール: 南米南部共同市場(MERCOSUR)
(交渉相手: アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ)

(注3) 米国については、日米貿易協定・日米デジタル貿易協定

主な動きのある E P A

背景

- 近年、世界の通商政策を巡る保護主義的な動きや不透明性が増す中、**我が国を含め世界各国のEPA/FTAの交渉や発効は引き続き活発。**
- 経済安全保障等の新たな課題に対応するため、サプライチェーン強靱化等の新しい分野を含むものも見受けられる。**

1. 最近の発効・署名・交渉妥結

- **インドネシア（改正議定書・発効済）**
○2026年6月26日、一般見直しに係る両国での国内手続が完了したことから公文交換を実施。同年8月1日に改正議定書発効。
- **バングラデシュ（署名）**
○2025年12月22日に大筋合意。2026年2月6日に堀井外務副大臣とボシル商業担当顧問との間で署名。今後、批准に向けた国内手続。
- **UAE（交渉妥結）**
○2026年3月5日に交渉妥結。今後、署名に向けた国内手続。

2. 交渉中のEPAの例

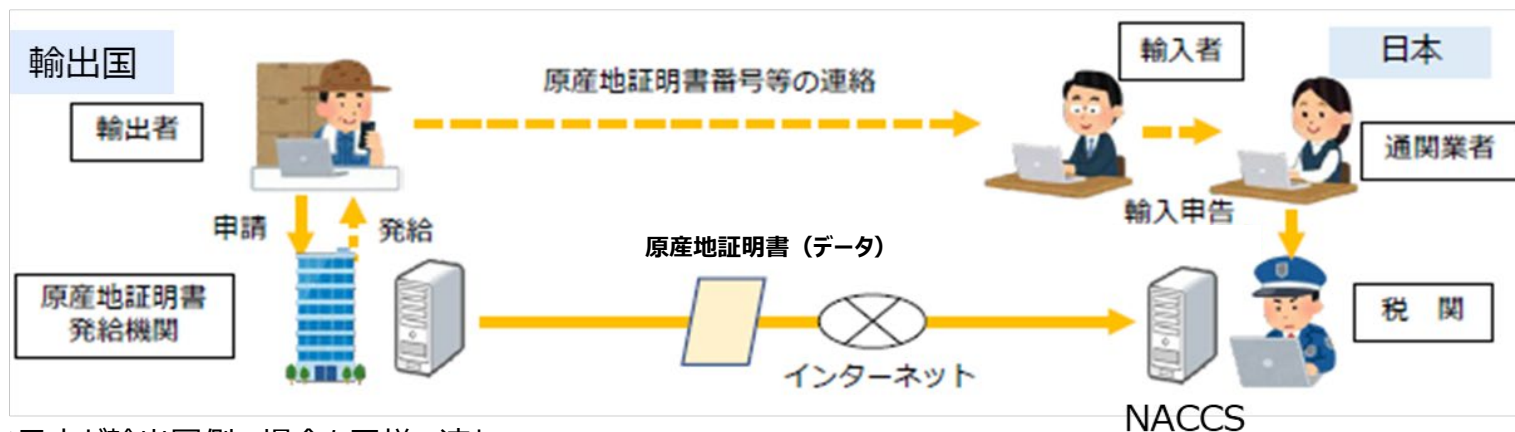
- **GCC（交渉中）**（※）GCC（湾岸協力理事会）：サウジアラビア、アラブ首長国連邦（UAE）、バーレーン、オマーン、カタール、クウェート
○2006年に交渉開始。2009年にGCC側が日本を含む他国とのFTA交渉を中断。2024年交渉再開。3回の交渉会合を実施。
- **トルコ（交渉中）**
○2014年に交渉開始。これまでに17回の交渉会合を実施。
- **フィリピン（発効済・見直し交渉中）**
○2008年12月発効。2026年5月に高市総理とマルコス大統領との間で、本協定のアップグレードに向け、検討を進めていくことで一致。
- **CPTPP（加入交渉中・協定改正中）**
○2025年11月の第9回委員会で、税関当局及び貿易円滑化を含む5分野の協定改正交渉及びウルグアイ加入プロセスの開始を決定。
○2026年5月にコスタリカ加入交渉の実質合意を公表。6月の閣僚会合で、UAE、フィリピン及びインドネシアとの予備的議論開始を決定。
- **AJCEP（アップグレード検討中）**
○2026年5月マルコス大統領の国賓訪問が行われ本協定のアップグレードに向けた検討を進めることを確認。7月に第2回合同委員会を開催。
- **コロンビア（交渉中）**
○2026年8月に発足した新政権から交渉の再活性化に向けた強い意欲が示され、両国間の事務レベルで議論を続けていくことを確認。
- **メルコスール（交渉開始）**（※）メルコスール（南米南部共同市場）のうち、交渉の対象は、アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ
○2026年6月、高市総理とブラジル・ルーラ大統領が日・メルコスールEPAの交渉開始を確認する首脳共同声明を発出。同月、第68回メルコスール加盟国及び準加盟国首脳会合において、日・メルコスールEPAの交渉を開始することを発表。

原産地証明書のデータ交換の取組

- 「総合的なTPP等関連政策大綱」（令和2年12月8日）を踏まえ、貿易に係るビジネス環境整備の一環として、EPA（経済連携協定）に基づき発給される原産地証明書のデータ交換を推進。
- 原産地証明書のデータ交換の実現に向けて、2021年にインドネシア、タイ及びASEANとの協議を開始。
2026年には韓国との技術的対話を開始。
- 輸入者においては書類入手に要するリードタイム短縮、税関においては原産地証明書の真正性確保の効果。

日インドネシア EPA	2023年運用開始。
日タイEPA	2025年運用開始。
日・ASEAN協定	早期実現に向け、データ交換に必要なデータ項目や業務フロー等を協議中。
RCEP (韓国)	2026年、RCEP協定に基づくデータ交換システム構築についての技術的対話を開始。

＜原産地証明書のデータ交換のイメージ＞



※日本が輸出国側の場合も同様の流れ。

WCO（世界税関機構）における最近の取組

WCOの概要

- 世界187か国・地域からなる税関関連の国際機関。1952年に設立。日本は1964年に加入。
- 各国の税関制度の調和・統一及び国際協力の推進により、国際貿易の発展に貢献することを目的。
- HS(Harmonized System)条約等の国際標準の策定、密輸・テロ対策の推進、税関分野の技術協力等を実施。

我が国の貢献

- 人的及び財政的貢献（職員派遣及び分担金等の拠出）を継続的に実施。
 - ✓ 19名の職員を派遣（うち本部に11名）（2026年7月時点） ※本部の職員数は約250名。
 - ✓ 分担金：第4位（約4.36%、2026/2027年度） ※第1位米国、第2位中国、第3位ドイツ。
 - ✓ 関税協力基金（技術協力）：第1位（約24.2%、2024/2025年度）
- WCOの運営や税関手続等に係る議論に積極的に参画。税関の国際標準の策定等に貢献。
- アジア・大洋州地域の情報連絡事務所（RILO A/P）をホスト（2024年1月～）。

最近の取組

- 2025年6月のWCO総会において承認された、2025年7月からの3年間を対象とする新たなWCO戦略プランについて、2026年6月のWCO総会において進捗報告が行われた。以下の3分野を重点分野として、各種取組を行っている。
 - ✓ Eコマース（2018年策定の「Eコマース基準の枠組み」の見直し等）
 - ✓ 技術・イノベーション（AI・ブロックチェーン・IoTの活用に係るガイドラインの作成等）
 - ✓ 効率的な税関行政（バーゼル条約等の環境関連条約の実施支援等）



事務局（本部）
（ベルギー・ブリュッセル）

関税技術協力

- 貿易の健全な発展と安全な社会を実現するため、我が国は、開発途上国税関に対する技術協力を実施し、税関行政の近代化及び執行能力の強化を支援。
- 経済的・地理的に結び付きの強いASEAN諸国に重点を置きつつ、各地域の特性に応じた支援を実施。
- JICA（国際協力機構）及びWCO（世界税関機構）等の国際機関との協調により効果的な支援を実施。

主な実施形態と実施例

【受入研修】

我が国で開催するワークショップ等
に開発途上国の税関職員を受入れ
（令和7年度：29件、253名）



例）途上国の税関職員 4 名程度を受け入れ、関税中央分析所や税関で講義・視察・実務研修を実施。

【専門家派遣】

開発途上国で開催するワークショップ等
に我が国税関職員を専門家として派遣
（令和7年度：56件、130名）
※オンラインで実施したものを含む。



例）アフリカ及び太平洋島嶼国の各地域に我が国の税関職員を派遣し、WCO及びJICAと連携して現地の指導教官となる職員を育成。

【JICA長期専門家】

JICA予算により、約2～3年間、開発途上国に我が国税関職員を専門家として常駐させ、現地税関に対する助言等を実施



例）カンボジア・ラオス・タイにおける貿易円滑化のための支援、バングラデシュにおけるEPAの適切な運用に向けた支援を実施。

1. 最近の税関行政・関税制度

2. 国際関係

3. 令和9年度関税改正

令和9年度関税改正の主な検討事項

改正項目	内 容
輸出貨物に関する調査権限の明確化	・ 巧妙化する金の密輸等に対処するための、輸出貨物に関する調査権限の明確化（入手経路等に関する資料の提出を求める規定の整備）
簡易税率制度の利用促進	・ 課税価格20万円以下の少額輸入貨物に対する簡易税率について、利用者の利便性を高め、貿易円滑化に資するよう、EPA税率等を踏まえ、税率水準や適用品目を見直し
暫定税率の適用期限の見直し等	・ 暫定関税率及び特別緊急関税制度（特別セーフガード）について、国内産業の保護、利用者の利益、国際交渉上の必要性等を勘案し、適用期限を見直し（このうち加糖調製品（5品目）について暫定税率の引下げの要望があるほか、テレフタル酸に係る関税率の見直し等を検討）
沖縄に係る関税制度上の特例措置	・ 沖縄に係る選択課税制度及び特定免税店制度について、延長の必要性及び延長期間の妥当性について検討
H S 2028改正に伴う関税率表の改正	・ 令和10年年初に発効するH S 2028改正に対応するため、関税率表を改正
加熱式たばこに係る入国者の簡易税率の見直し	・ 加熱式たばこの課税方式の見直し及びたばこ税の税率の段階的な引上げを受け、簡易税率の水準の見直しを検討
とん税・特別とん税の見直し	・ 安定的な国際海上輸送を確保するための外国貿易船に係る税制の一体的な見直しの一環として、とん税・特別とん税の見直しを検討
特惠関税に係る原産地手続の見直し	・ 特惠関税に係る原産地手続について、EPAと同様に、輸入者自己申告制度の導入及び運送要件の緩和を検討